

令和元年11月定例会 県土整備委員会（付託）

令和元年12月12日（木）

〔委員会の概要 県土整備部関係〕

岡委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。（10時32分）

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の審査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、さきの委員会において、説明を聴取したところでございますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けすることにいたします。

【報告事項】

- 令和2年度に向けた県土整備部の施策の基本方針について（資料1）
- 徳島県自転車活用推進計画（案）について（資料2，3）
- 徳島市新ホール整備事業に関する理由書について（資料4）
- 旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る県市協議の経緯について（資料5）
- 徳島－香港間の季節定期便就航について

北川県土整備部長

5点、御報告させていただきます。

お手元の資料その1を御覧ください。

1点目は、令和2年度に向けた県土整備部の施策の基本方針についてでございます。

これは、来年度の予算編成に向けた、県土整備部の施策の基本的な方針を御報告するとともに、その内容を県のホームページに掲載し、県民の皆様にも広くお知らせするものでございます。

県土整備部におきましては、魅力あふれる地方の創生、県土強^{じん}靱化の加速の二つの柱の下、人口減少、災害列島という二つの国難に立ち向かう施策を展開してまいります。

まず、第1の柱、魅力あふれる地方の創生についてでございます。

持続可能な地域公共交通とまちづくりといたしまして、地域公共交通の維持・充実を図るため、次世代地域公共交通ビジョンを年内に策定し、徳島ならではの地域交通ネットワークの実現を推進してまいります。

また、世界初となるDMVの令和2年度の本格営業運行に向け、運転保安システムの整備や安全性の確保のため、性能試験の実施などを進めてまいります。

次に移住・定住を促す快適な生活環境整備といたしまして、空き家の利活用による移住施策の推進など、多様なニーズに応える住まいの実現を図るとともに、下水道や合併処理浄化槽の整備を促進し、きれいな水環境の創造に努めてまいります。

右に移りまして、地域の活力や魅力の向上といたしまして、津田木材団地のリノベーションなど、ストック効果を最大化する既存施設の機能強化や、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進するため、徳島県自転車活用推進計画を策定し、各種施策を展開してまい

ります。

次に、「ゲートウェイとくしま」の加速といたしまして、徳島阿波おどり空港の国際定期便の更なる就航や国内線の拡充に取り組み、航空ネットワークの維持・充実を図ってまいります。

また、クルーズ客船の寄港の継続拡大に向け、積極的なポートセールスの実施や更なる受入体制の充実・強化を図ってまいります。

次に、観光誘客のためのインフラ充実といたしまして、にし阿波地域をはじめとした観光周遊道路の充実・拡大や、道の駅における子育て応援施設の整備を促進し、更なるサービス機能の向上に取り組んでまいります。

続きまして、地方創生を支える第2の柱である、県土強^{じん}靱化の加速についてでございます。

まず、あらゆる自然災害への対策といたしまして、先般の台風第15号及び第19号をはじめとする一連の豪雨災害により得られた課題や教訓を踏まえ、気候変動による水害リスクを直視した堤防強化をはじめ、土砂災害警戒区域における自主的な避難行動を促す、市町村のハザードマップの作成支援強化など、ハード・ソフトを総動員した水害・土砂災害対策を実施してまいります。

また、I o T等を生かした着実な避難を促す対策の推進や、南海トラフ巨大地震などの大規模地震に備え、道路の整備、橋梁^{りょう}や住宅の耐震化など、実効性のある地震・津波対策を実施してまいります。

さらに、道路の無電柱化や応急仮設住宅の用地確保など、事前復興に資する取組強化をはじめ、防災拠点となる都市公園の機能強化や、計画に基づくインフラの戦略的維持管理に取り組んでまいります。

右に移りまして「命の道」「活力の道」の整備といたしまして、四国横断自動車道新直轄区間、徳島東～津田間の令和2年度の開通をはじめとする、高速道路ネットワーク等の南伸を加速するとともに、徳島自動車道の全線4車線化の促進に取り組んでまいります。

また、災害時の孤立化を防ぐ生命線道路の整備や、山間部における落石・倒木防止対策を講じてまいります。

最後に、地域を支える建設産業の健全な発展といたしまして、i-Construct i o nの推進による建設現場の生産性向上や、働き方改革による建設産業の担い手の確保・育成を推進してまいります。

こうした施策を展開することで、夢と希望の持てる持続的な社会を実現してまいります。

続きまして、資料その2を御覧ください。

2点目は、徳島県自転車活用推進計画（案）についてでございます。

当計画につきましては、9月定例会に計画（素案）を御報告させていただき、その後パブリックコメントや、第4回徳島県自転車活用検討委員会での御議論を経て、この度、計画（案）を取りまとめたところでございます。

2の計画の概要につきましては、（2）計画期間は、2019年度から2022年度までの4年間とし、（3）計画の目標と施策につきましては、目標1、徳島ならではの資源を活用した新たな価値や魅力の創造として、大鳴門橋への自転車道設置の実現、お遍路サイクル

ツーリズムの推進、+ p l u s とくしま体験サイクリングの実施といった施策を設定するなど、五つの目標の達成に向け、自転車の活用に関する22の施策を推進することとしております。

3、今後のスケジュールでございますが、今議会での御論議を経て、年内に策定・公表したいと考えております。

続きまして、資料その4を御覧ください。

3点目は、徳島市新ホール整備事業に関する理由書についてでございます。

11月25日の県土整備委員会において、徳島市は県議会の要望や徳島市議会の附帯決議に反し、なぜこのような行動に至ったのかを確認したいとのことで、理由書の提出を求める御意見を頂いたことから、11月28日に徳島市に対し、理由書の提出を依頼したところ、12月11日15時、資料の4枚目のおり徳島市から、県議会の要望は、県に対するもの、すなわち県が徳島市と協議を行うに当たって県の立場として遵守すべきものとしての要望であるので、徳島市が直接的に、県議会の要望に反することは有り得ないと考えると記載した理由書の提出がありました。

なお、県議会の要望の内容につきましては、これまで徳島市に対し、何度も説明してきたにもかかわらず、資料の2枚目のおり協議途中の12月5日に、徳島市から、県議会の要望の正確な内容が把握できていないため、理由書の作成ができないとして、県議会の要望の具体的な内容を示すよう依頼があり、資料の3枚目のおり、12月5日付けで徳島市に対し、回答を行ったことを申し添えます。

続きまして、資料その5を御覧ください。

4点目は、旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る県市協議の経緯についてでございます。

11月25日の県土整備委員会での御要望を受け、旧徳島市文化センター跡地の県有地に係る県市協議の経緯についてまとめさせていただきました。

なお、本来であれば、御要望の協議録等は全てお示しさせていただくところですが、個人に関する情報や、徳島市以外のJ Rなど法人との協議に関する情報等は、一部非公開とさせていただきます。

また、協議録につきましては、一部、作成段階のものがあることから、誤字、脱字等がございますことを御了承くださいますようお願いいたします。

資料の1枚目及び2枚目は、平成30年10月4日から令和元年11月1日までに徳島市で行った協議等の項目を時系列に並べた一覧になっております。右欄にページ数が記載されている項目については、3枚目以降に資料を添付させていただいております。

以下、内容について、主要な項目を抜粋し、時系列に沿って御説明をさせていただきます。

資料1 ページを御覧ください。

まず、昨年10月4日は、徳島市から、旧徳島市文化センター跡地の県有地を新ホール用地として利用したいとの申出があり、県有地及び地下構造物の取扱いについて協議を行っております。

資料23ページを御覧ください。

本年7月31日の協議では、徳島県議会6月定例会の県土整備委員会での御論議を踏ま

え、徳島市に対し、口頭で無償貸付以外の選択肢を検討するよう依頼しております。

資料55ページを御覧ください。

9月17日の県からの土地交換の提案に対し、57ページに記載のとおり、9月30日に徳島市から、新ホールの整備事業のスケジュールに影響が出ないよう速やかに土地を交換する方針で、具体的な協議を行ってまいりたいとの回答がありました。

資料65ページを御覧ください。

10月8日の1回目の土地交換協議において、徳島市からスケジュール案を提示されましたが、県は徳島市に対し、県議会の要望を詳細に伝え、しっかりと協議を進め、一つ一つ手続を積み重ねていくことが重要であると説明し、スケジュールを否定しております。

資料75ページを御覧ください。

10月10日の2回目の土地交換協議においても、再度、徳島市からスケジュールの提示がありました。徳島市の都合に合わせた一方的なものであるとして否定しております。

県市協議の経緯については、以上でございます。

5点目は、徳島－香港間の季節定期便就航についてでございます。

配付資料はございません。

昨日、2年連続となる季節定期便が就航し、キャセイパシフィック航空北東アジア地区総支配人チャーリー・スチュワートコックス氏や喜多議長はじめ、多くの皆様方に御参加いただき、就航セレモニーを開催したところであります。

初便に搭乗し、香港から116名の皆様が来県されるとともに、アウトバウンドとして徳島から102名の皆様が香港に出発されました。

香港情勢を反映し、前回より厳しいスタートとなりましたが、今後とも、県内や香港でのPRを通じ、インバウンド、アウトバウンド両面において、多くの皆様に御利用していただけるよう、しっかりと取り組んでまいりますので、引き続き、議員各位の御理解とお力添えを賜りますよう、どうぞよろしく申し上げます。

報告事項は、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会で提出を求めた、徳島市新ホール整備事業に関する理由書が提出されたことから、初めに、旧徳島市文化センター跡地の県有地に関する質疑を集中して行いたいと考えておりますので、御協力のほど、お願い申し上げます。

それでは、質疑をどうぞ。

杉本委員

旧徳島市文化センター跡地についてお伺いいたしますが、県と徳島市は本年9月30日、県有地を交換することに同意して協議を開始したところ、協議中にもかかわらず新ホール優先交渉権者を発表した。

このことについて、事前委員会において、県議会の要望、徳島市議会の附帯決議に反した理由書の提出を理事者に求めたところ昨日出てきた。理由書を見せてもらいましたが、

難しすぎて読み切れないというのが私の頭でございます。

そこでお伺いいたしますが、先ほど北川県土整備部長から報告があった、昨日、徳島市から提出された理由書の理事者の感じと言いますか、お考えを聞かせていただきたい。

森都市計画課長

理由書についての理事者の考えを伺いたいということで御質問を頂きました。

県土整備委員会の資料のその4を御覧になっていただければと思います。

徳島市からの12月11日に提出のあった理由書を御覧ください。

1点目といたしまして、理由書の1、土地交換の方針に至る経緯の中で、平成30年7月に知事から無償使用の内諾を得たとしておりますが、内諾や確約は一切しておりません。

定例記者会見で知事から話があったとおり、約60年間、旧徳島市文化センターの敷地としまして徳島市に無償で貸し付けていたことから、従来の流れであれば無償貸付の選択肢も考えられますが、前から無償だったから今度も無償ということには必ずしもならず、更に県議会にも相談させていただく必要があり、当然、確約はしていない。

また、さきの一般質問に対して知事は、昨年7月19日に遠藤市長と面会し、徳島市長から新ホールの建設地について、それまで進めてきた徳島駅西側駐車場を断念し、旧徳島市文化センター跡地で検討しており、旧徳島市文化センター跡地を無償で貸してほしいとの話がありましたが、8月3日に徳島市内鉄道高架・沿線整備促進協議会の総会が予定されていたこともありまして、同協議会や県議会に対し説明や御理解が必要になることを申し上げておりまして、その場で無償借地を確約などできる状況にはないと答弁してございます。

さらには、昨年10月4日より開始した、旧徳島市文化センター跡地の県有地についての県市間での担当者の協議においても、本年10月28日までの間、何度も協議を重ねてまいりましたが、徳島市の担当者から知事が無償貸付の確約をしたといった話は一度も聞いてございません。

次に、2点目といたしまして、土地交換の方針に至る経緯の中で、県が県名義の土地について徳島市に使用を認める方針に変更はないという認識の下、7月1日から事業者募集に取り掛かったとしておりますが、議会軽視と指摘されても仕方がございません。

6月14日の6月定例会県土整備委員会におきまして、県有地の扱いについての御論議があり、無償貸付が前提でないことが翌日に報道され、徳島市はこのことを知り得る状況にあったにもかかわらず、徳島市議会に報告しないまま、7月1日には一方的に新ホール整備事業の事業者募集を開始いたしました。

さらに、7月5日の県土整備委員会において、有償や交換などについても御論議があり、徳島市に貸すことを県が否定との報道もなされましたが、徳島市はこうした県議会における御論議を一切報告することなく、募集を継続したということは、議会軽視と指摘されても仕方がないものでございます。

次に、3点目でございます。

2の県議会の要望についての中で、土地交換協議と事業者選定は独立した手続であり、土地交換協議と並行して事業者選定を進めていくことを県に事前に伝えた上で、優先交渉権者の選定、公表を行ったとしていることは、明らかに県議会の要望に反している。

9月30日に県市双方で土地交換で合意いたしまして、10月8日の1回目の土地交換協議におきまして、県からは県議会の要望、つまり双方が納得できるよう、また拙速とならないようしっかりと協議を行うこと、候補地の選定、土地の交換の内容につきましては、しっかりと委員会に報告し、委員会の場で意向を踏まえて判断すること、交換契約を交わす段階で、県として土地の利用を判断することを詳細に伝え、徳島市のスケジュールを否定しておりました。

その際、徳島市から土地の使用については、土地交換の契約ができる直前まで確約はできないということですかと確認されたため、交換契約書が締結できる段階までであると説明しておきまして、県が土地利用の判断を行うのは、土地交換契約を交わす段階であることを徳島市も認識しておりました。

また、10月10日の2回目の土地交換協議におきましても、再度、スケジュールが示されましたが、このスケジュールを提示されても何とも言いようがない、飽くまで徳島市の組まれているスケジュールということで否定をしております。にもかかわらず、協議の前提条件を破棄し、10月30日に優先交渉権者を公表いたしました。このことは明らかに議会の要望に反しております。

4点目でございます。

2の県議会の要望についての中で、徳島市が優先交渉権者を決定したことは、土地交換が成立し、事業が進むことを前提として行ったものではないとしていることにつきましては、優先交渉権者を決定する行為が事業を進めることではないとする徳島市の認識は全く理解できないものでございます。

杉本委員

今の答弁をまとめますと、知事は確約していない、議会軽視である、県議会の要望に反している、理由書の内容が理解できない、こんな答弁であったと思います。

私も理由書を今朝読ませていただきましたが、徳島市の主張は大変分かりにくい。あいまいとしていて、その場で言い逃れしているような感じであります。

先日の徳島市議会で、附帯決議を軽んじるような発言が再三あったということも聞いております。

県の理事者は県議会での決議した事案に対して、どんな認識で挑んでいるのか改めて議会の重みについて、重ねてお伺いいたしたい。

谷本県土整備部副部長

県議会での決議した事案に対して、どのように理事者は認識して臨んでいるかという質問を頂いております。

議員の皆様は、正に県民の代表として選ばれておりまして、議会で審議していただいているところでございます。

知事も言っておりますとおり、議会制民主主義の下、議会の場で頂いた御意見、また決議された事案につきましては、我々理事者といたしましては、これを県民の方々の意見として極めて重く受け止めておりまして、尊重しなければならないものと認識して活動している状況でございます。

杉本委員

私もこうして質問するときには、冗談と質問とはいつも分けて質問しています。そうしないとじゃらじゃらと、時間だけがたてばいいというのでは質問にはならないし、我々にしても、後ろに投票者、私に投票しなくとも、選挙区の人には私の味方、私と考えが同じだというつもりで質問させていただいておる。ですからこのような理由書を書くならば、もっと責任を持った、理解ができるものにしていただかないと理解に苦しむ。

そしてまた、言いにくいのですが、これから徳島市と県との間には徳島市立体育館の新設計画もあるようですし、次にはもう既に出ておりますが、広域ごみ処理施設などもある、その次には中央卸売市場の移転もある。こんな事業がたくさん後に並んでおりますし、全くこれと同じように、県と徳島市が重なり合っていく、計画していく仕事がたくさんあるのに、こんなのでいいのでしょうか。もっと信頼を持てる、話ができるような、約束が守れるような形になってほしいと思います。

1か月ほど前ですが、県庁前から徳島駅前まで歩いて、徳島駅前からそごう徳島店の横を通って、新町橋を渡って、新町を通って、栄町から秋田町まで、二軒屋の駅まで歩いて行きました。午後6時半ぐらいから歩き出して午後9時半ぐらいまで歩いてみました。

どうなっているのかと歩いていますと、新町はあんなになついていたのかと、徳島駅前も午後6時過ぎになったら徳島駅の周辺だけであって、徳島駅の地下に若い子が集まる所ができていてというのでそこに入って見て、これから次々ずっと二軒屋まで思い出しながら歩いてみて、結局、二軒屋駅から汽車に乗って阿波富田駅まで来て、そしてまたここへ歩いてきたのですが、これほど寂れてしまっているとは思いませんでした。歩いたのは40年ぶりです。これほど寂れているとは思わなかった。これが現実なんです。

9月定例会付託委員会で、新ホールを早く造らないと、うちの家内が来られなくなるので早くしてくれと言ったら、岡委員長にくだらないことを言うなと怒られたが。

もう既に、私たちがイメージしていた徳島市というのは、人が住めるような社会でないという、那賀の奥と変わらないような形になってきている。

この間、猿が随分減ってきたようなことを、どこかで説明していたが、猿が減ったのと違いますよ。我々の周辺はお年寄りが年寄りすぎて、猿が好むカキやクリやカボチャ、こんな物が作られなくなった。それがなくなったので猿が逃げていった、もっとおいしい物がある所へ出て行って、猿のほうを食べる物がなくなって過疎は困る、これが事実です。徳島市内がそうになっていっている。

ごちゃごちゃ言っているうちに済んでしまうのではないか。徳島市のほうに、説明してきちんと建ててくれと、その場その場の言い訳でなく、きちんと受けて建ててくれと申し上げてください。このままだと先ほど何遍も言いましたように、徳島市内がなくなってしまふ。どうぞよろしく願いしまして終わります。

高井委員

理由書と協議経緯の報告書、詳細に克明に経緯、事実関係をしっかりまとめてくれるところを公表していただいて、よく分かる資料となっております。

無償貸与の確約があったのかどうか、また優先交渉権者を決めるのを県が了解していた

かどうかということを中心に、非常に焦点が当たっていて、県議会、徳島市議会のそれぞれ本会議での両トップから答弁があったわけであります。この議会でのそれぞれの発言はオーソライズされた発言となりましたので非常に重たいと思います。

核心はやはり昨年7月19日の知事と徳島市長との二人だけの会談のことだと思います。そこが全ての起点になっているということであり、そこでどういうやり取りがあったのか。県議会、徳島市議会の記録を取り寄せていただきまして丁寧に拝見をいたしました。時系列で並べているこの協議経緯の報告書も、よく読めばどちらもとても整合性があります。それぞれの知事の御答弁も徳島市長の御答弁もそれぞれに整合性はあると感じました。つまり、双方とも、うそという点ではついてない、どなたかがどっちかがうそをつけているのではないかという発言もあったようですが、議会に対して誠実に整合性を持って御答弁をされていると思いました。

それなのになぜここまで食い違ふのかということだろうと思います。首長がそれぞれの立場に基づいて、それぞれの理解に基づいて自分の理解が正しいと主張しているわけですから、それによって食い違ひが生じていると思うのです。

7月19日のやり取りが公式記録になっていないことを批判するのは無理があると思います。多分、徳島市長から二人で会談したいと申出があって、知事もお受けになったと思います。大事なことを決めるのであれば、本来ならば担当課や秘書課でも構いませんが信頼のおける方を一緒に入れて話をする、控えて話をするのがよかったのではないかと思います。多分二人でという話だったんだろうと思います。

その話というのは基本的には二人の政治家のトップの会談で、中身は普通は軽々には明らかにしないものであります。むしろその会談を受けて徳島市長は持ち帰り、部下に指示し恐らく契約書を作るよう、丁寧に議会を通じてやっていく作業を進めることが必要だったのだろうと思います。それを徳島市はしなかったということで、やはり公文書としては残せるものはないのだろうと思います。県からも、公文書管理規則で原則として、意思決定に当たって文書を作成しなければならないという総務委員会での御答弁があったようですが、公文書として作られたものはきちんと作成して公開しなければならないのであれば、これは対象に当たらない、文書がなくても私は仕方がないと思います。

もう少し具体的に言えば、知事はやはり新ホールの位置が変わったということを知市長から説明を受けて、こういう手続でいくという話が7月19日にあったのだろうと思いますが、ここを内々に告げられたことにより、その時の答弁で徳島市長からは今までどおりですね、問題ありません、どうぞとおっしゃったと本会議で述べられております。しかし私は、これは遠藤市長は無償貸与を含んだ全てのことを今までどおりですねと取ったのかもしれないが、知事の答弁から推察すると、場所は今までどおりですね、つまり手続さえきちんと進められたら問題はないと言いたかったのではないのかと推測をいたします。つまり、それを縮めて今までどおりですね、問題ありませんと徳島市長側は受けて、うれしくなってそれを安どして持ち帰って、いけたと言ったと思いますが、知事からするといろいろな懸念があった。土地が変わることに対する報告や手続の経緯、また徳島市内鉄道高架・沿線整備促進協議会で徳島駅西側駐車場と言ったということに対して非常に懸念を持っていた、心配していたと御答弁しています。そういうことから考えるとその段階でも受け取り方に違いがあったのではないかと思います。

徳島市長は、はっきりと無償貸与は駄目だ、事業者選定が駄目だと言われていないからいける、県からは完全に否定されていないからいけるといって受け止めた。土地交換の手續と事業者選定は別の話だから、そこまで県に干渉される必要はないというような話です。

しかし、県の側からすると、土地交換の手續と事業者選定は当然新ホール整備事業全体の話として受け止めるのは普通だと思います。別の話だからそれぞれに進めて問題がないという徳島市の主張も少々無理がある。

結果としては、知事と徳島市長の行政経験であったり、政治に対する姿勢、議会に対する向き合い方も含め、いろいろな感覚の差や経験の差みたいなものが基になって、受け止め方が全く違ってしまったのが結果ではないでしょうか。

その中で特に、遠藤徳島市長の細やかなこの間のやり取りの報告も徳島市議会に余りしていない。県議会の議論をしっかり受けてやりたいという思いのある知事にとってみれば非常にそこら辺は違和感というか、これは駄目だという強い思いがあったのではないかと思います。私はそういう理解をしてるのです。個人的な意見でございますが、ここから少し詰めて具体的に確認をしたいと思います。

この経緯の中の優先交渉権者選定委員会前日の10月24日に徳島市から優先交渉権者を通告されたとあります。徳島市議会でもこれが一つの争点として11月30日に新聞にも報道されておりますが、この件について詳しくお聞かせください。

森都市計画課長

10月24日の件について御質問を頂きました。

資料5の2ページ目に、10月24日の項目がございます。優先交渉権者選定委員会の実施についてという部分でございます。

11月29日の徳島市議会の12月定例会総務委員会におきまして、理事者から10月24日に選定委員会を明日25日に予定どおり行うことを県に伝えたところ、話が違うとか協議中に選定するのかという話はなかった。また、選定後の28日に県市合同の現地確認を行う、30日には選定結果を本日公表することで直接資料を持参したという発言がなされたと聞いております。

県が優先交渉権者選定委員会の開催を知ったのは前日であり、その際には徳島市の最終選定の期日も知らされておらず、徳島市が言うように10月30日になって公表直前にマスコミ資料提供を持参するという徳島市のやり方がございました。県は10月8日の1回目の協議及び10日の2回目の協議におきましても、一方的なスケジュールを全否定したにもかかわらず、10月24日に徳島市が優先交渉権者選定委員会を翌日に開催することは、一方的に口頭で通告してきたもので、県が意見を挟む余地もなく、何らかの意図を感じざるを得ないというものでございます。

このように意見を挟む余地がない状況で、何も言わずにいると了解したとする徳島市の協議姿勢がこれまで協議を重ねてきた担当者としては非常に残念でございます。

高井委員

徳島市の答弁書では異論なく受け止めたと書かれておりますが、今の御答弁からする

と、全くそういうわけではなく、異論や懸念を持っておられて、表明はしたものの十分に意見を挟む余地もなく、勝手に向こう側が異論はなかったと受け止めたということなんだろうと思います。

では、先ほどの話に出た10月8日、10月10日の1回目、2回目の土地交換協議の中で、徳島市が提示してきた一方的なスケジュールに対して、県から否定したというのは、どのように否定し、どういうおっしゃり方をしたのか教えてください。

森都市計画課長

10月8日と10日の土地交換協議におきまして、徳島市がスケジュールを示してきたことについて御質問を頂きました。

10月8日からこれまでに4回行った徳島市との土地交換協議におきまして、10月8日の1回目協議時に委員会資料その5の73ページのようなスケジュール表が示されました。そして資料の69ページを御覧ください。そこに記載しておりますとおり、県は徳島市に対しまして県議会の三つの強い要望を詳細に伝えまして、県民市民にとって良い交換となるようしっかりと協議を進め一つ一つ手続を積み重ねていくことが重要であると説明いたしまして、否定しております。

また10月10日の2回目の協議におきまして、資料の78ページに記載されておりますように、前回否定したにもかかわらず、81ページにありますように同様のスケジュールが示されました。このスケジュールを提示されても何とも言いようがない。ずっと前から徳島市がここまでというスケジュールを組まれておりますが、協力はしても絶対できるとは言えない。協議は一つ一つ積み重ねていかなければと思っている。飽くまでこれは徳島市の組まれているスケジュールですねと否定をしております。

高井委員

状況は理解できました。ここまで県から言っていないながら、異論はなかったと言うのはやはり無理があると思います。受け止め方として、徳島市からすると個別にこれは駄目だと言われなければ否定されてないという見解だったのか。特に事業者選定に関することを言われていないという言い方は、スケジュール全体について徳島市の一方的なことで困ると懸念を表明されたし、双方に良い形で持っていきたいということまでおっしゃっているので、全体としては否定的なところは徳島市としては受け止めたのだろうと思いますが、しかしそれでも個別に指摘を受けてなかったから異論はなかったと、ある種、都合のいい解釈で徳島市の側は取ったのだろうと思います。ここにもまた、徳島市の担当者側と県の担当者側のずれもあり、食い違いもあります。

徳島市が余りにも新ホールの整備事業を急ぐ余り、交換協議であるにもかかわらず、一方的にホールの整備事業について県に伝えるようなことを繰り返して、正式に手続を踏まず、推し進めてきたという感じを私はいたします。それは非常に残念です。

行政は手続がとても大事でありますし、過程の中で出せるところ、合意したところはきちんと出して、皆さんに見せるようにやっていくのが行政の要であると思いますので、その部分は徳島市として強引なやり方であったり、きちんと根回しや手続をしていないところは問題があったと思います。

新ホール整備事業は当然徳島市が主体的にやっていることであります。県が余計な口を挟むなという発言も議会であったようですが、県市協調していい物を作っていくことに対しては、皆さんそれを望んでいるわけですので、やはり徳島市が主体的になって、丁寧に具体的で双方に納得がいくようなやり方で進めてほしい、それでなければならないと思います。

ここまでこじれてしまったら、一つ立ち止まって原点に戻って、いい物を作るためにもしっかりと意見集約をもう1回やりながら進めるべきではないかと私は考えます。

計画を作ったときは、そごう徳島店撤退の話もありませんでした。徳島駅前中心市街地の再開発問題、そごう徳島店の撤退とまたいろいろなことが出てきました。体育館もそうですし、新町西再開発の問題もそうですし、いろいろなことが決着が着かずに並行して動いている状況の中でここまでこじれが生じてしまった以上、やはり改めて一から検討し直すということのほうが早く進む、近道になるのではないかと思います。

私は三好の人間でありますし、直接徳島市のことにこうやって意見を申し上げるのも、もしかしたら徳島市側からしたら口幅ったいかもしれません。しかし、やはり県議会に選ばれた人間の1人として、県都はとても大事ですし、できるだけ県市協調で、政争の具にせずやる、知事も表明をされております。だから県が協力できるように、徳島市の側が主体的に決めて、丁寧にやり取りを進めていっていただけるように期待をしたいと思います。

今日もこれから皆さんが御質問をされると思いますし、徳島市でも並行して議論が行われておりますので、こうしたそれぞれの議会の議論を踏まえて、また、アンケートを取ったり、外部の有識者の方、また一般の方、いろいろな方の議論を踏まえて、具体的に丁寧に手続が進んで、双方が良識ある落としどころとか歩み寄りができるようお願いしたいと思います。

重清委員

今回この理由書が出てきたわけでございますが、違和感がある部分が資料その4の4ページの最後、多くの市民・県民が待ち望む新ホールとある。このホールは徳島市のホールでしょう、県が補助金を出すわけでもない。

県立のホールはどこに幾つあるのですか。客席数等、まず教えてください。

木下県土整備政策課長

県が管理する文化ホールということでございます。

県と関連する団体で、アスティとくしまが5,000人規模の収容人数でございます。見本市、展示会、更にはアーティストのコンサートが開かれている施設でございます。文化の森すだちくん森のシアターについては1,000人程度の収容人数でございます。800人規模であれば、あわぎんホール、教育会館の施設があり、少人数ということで300人、100人規模であれば文化の森21世紀館のイベントホールなどがある状況でございます。

重清委員

県はこれらの施設を管理してやっているのです。徳島市は文化ホールがない。阿南市は

阿南市で文化ホールを建て、鳴門市もあり、各市町村も文化ホールを自分の町で造っているはずなんです。

これに対して今、私たちが議論しているのは県有地があるから議論しているだけです。文化ホールは県民が望んでいるが、県南部の県民にとっては徳島市よりもっと南に大きな文化ホールが欲しいですよ、県西部も同じです。県民と入れるのであれば、そういうのが県民の声です。徳島市の方は、鳴門市の文化ホールを早く建てたらいいのに、阿南市の文化ホールを建てたらいいのにではないでしょう。自分の町の所は自分の町で造りませんか、徳島市文化ホールは徳島市が造りませんかという話と違いますか。

それなのに県民、県民と言って、徳島市長の答弁や正式な文書が来ていますが、全体的に県民が待ち望んでいるのではないです。徳島市以外の県民が見たら、文化ホールにいつまで掛かっているのだと。徳島市で文化ホールが検討されだしたのはいつからですか。

森都市計画課長

平成5年に専門家や文化団体の代表で組織します、音楽・芸術ホール建設検討市民会議が設置されてまして、それから検討しているところでございます。

重清委員

26年、27年ですよ、徳島市以外の多くの県民はまだできんのかと、いつまで掛かっているのかという感覚です。これが徳島市以外の多くの県民の声です。全部の徳島県民が待ち望んでいるような書き方、これはおかしいのではないかと思います。徳島市の文化ホールですよ。私は、県のホールに対しては、いろいろな注文を付けますが、そうではない。土地の交換だけで話に入っているはずなのです。そこら辺がおかしいと思います。

それと理由書の一番初めに出てきている、先ほども言われた平成30年7月に知事から無償使用の内諾を得たと、こんなことを言って今からどうする気でおるのか。徳島市はやめようと言っているのと違いますか。こんなことを言って協議ができるわけない。それを分かって正式な文書として出してきたのだから、徳島市はこの土地をやめませんかというサインと思います。

やめたらどうですか。こんなものできるわけない。今から協議できると思っているのですか。知事は無期限の停止で、徳島市の代表質問を読ませてもらったらめちゃくちゃです。これだけ徳島市と徳島県がけんかしているような状況で何で協議ができるのですか。これはうまいこといきますか。とっととやめて杭を抜いてもらって、土地を戻してもらったらどうですか。そういう方向にいきませんか。

谷本県土整備部副部長

先ほどの杉本委員の質問で、昨日、理由書が出てきて、森都市計画課長が答えたのですが、私らにとっても全く理解不可能です。こういった文書をこういった考えで出されているのか、本当に聞きたい状況でして、今まで県も徳島市に支援してきたわけですが、なかなか歩み寄りというのは、この文章では到底議員の方々にも納得していただけないものと思っておりますので非常に困っている状況でございます。

重清委員

スケジュール表も見せてもらったのですが、これに出ています。整備の欄に仮契約、土地交換も交換契約とここまである。これを別々でやりますと徳島市が言っている、ということはどこまでも、本契約しようが、何をしようが別だから構いませんという認識です。それでは話になりません。

土地の鑑定評価や測量をやって、交換契約ができて、仮契約というのが普通です。常識的に考えたら。そうでなく、どんどん進んで仮契約するというのは間違っておりませんか。普通の常識的な考え方ですよ。契約して、もう設計も全て終わりました、工事も発注しました、別だから構いません、どんな考えですか。それはおかしいと思う。

スケジュールを出していると言うが、同じように進めて、初めて仮契約と違うのか。今、何も進んでいないでしょう。土地の鑑定評価もこんな状況でできるわけがないでしょう。

今から担当者にまだこんな話をするとなったら大変でしょう。これいつまでやるのですか。先ほど言われたように、これから徳島県と徳島市のほかの事業に全て影響しますよ。それだったらやめたらいいのです。元々、徳島県は関係なかったのです。それはやめて元に戻すべきです。これをやってプラスになるとは絶対思いません。徳島市にとっても県にとっても。こんな内容で、今から協議して前に進むと思っておりますか。

徳島市議会の代表質問で、徳島市長の与党議員が質問しているのはむちゃくちゃです。これをどうにかして前に進めませんか。

私は今回の理由書を期待しておりました。これで何とか知事が無期限停止と言っているが前に進められないかと思って。そうではなかった、冒頭で言った、言わないをもう一回やりませんか、こんなものどうして協議が進むのですか。私は、これは徳島市がやめんかという合図と思います、やめたらいいんです。無理ですこんなもの。

今年も何回も委員会で議論して、時間を掛けてこれはおかしいと思います。今更こうなって、早い決断をするべきだと思います。これは一議員として言いますが、これは動きません。とっととやめたほうがましです。

北川県土整備部長

正に、先ほど重清委員がおっしゃった常識の問題でございます。本当にこれ民と民の常識に照らし合わせても、他人の土地に物を建てるときに、先に建てるんだということを先に表明するといったことです。こういったところは常識の問題として、行政だけではなく通常一般的な話でございます。

そういった中でも行政的な手続を進めてきた、要は合意した後、県としても10月8日から4回協議を進めてまいりました。精力的に私どももやってきたと思っております。

そういった中で先ほど重清議員がおっしゃってくれた73ページのこの表、正に土地交換を先に進めるという中で合意したにもかかわらず、出してきた表を見ていただきますと、仮契約それから11月中旬には工事の請負契約まで望むのだといったところでございます。これを見て担当者がOKしましたといった話には絶対にならないものでございます。

こういった内容が、県土整備部長として遺憾の意を表明させていただいて、次の日に知事が記者会見で言われた無期限停止ということでした。

今の立場としては重清委員がおっしゃったようにやめろというところまでは私の口からは言えませんが、無期限停止という状態は今後引き続き続くといった状況でございます。どうぞよろしくお願ひします。

重清委員

これ本当に今日の新聞を見ても、県に誠心誠意お願ひしたいと徳島市長が答弁しているみたいだが、理由書を見たら全然違う。やはり行政の人は長いこといるのだから、これはどういう意味かなと感じとらないと。中身がこんなもので何で動くのですか。とっととやめたほうがましですよ。徳島市だって違う所を探したほうが早いです。今からどうやって動かすのですか。今、動かしようがゼロです。何か月たっても動くわけない。言った言わんの議論をされていて。こんなものを県民は望んでおりません。こんな不毛の議論はとっくにやめるべきと強く要望して終わります。

山田委員

先ほどから議論がありましたが、多くの皆さんは徳島市の文化センターであると同時に、県民の皆さんが利用しているので何とかこれを建ててほしいということも含めて質問で確認をしていきたいと思ひます。

高井委員からもありましたトップ会談の内容で、総務委員会では昨年7月に誰が対応したかなど面会時の状況については、当時の秘書課の担当者に聞いたが承知していない、ないかあるか分からない。この発言を見て思うのですが、旧徳島市文化センター跡地は県の都市計画課が中心になって、担当事務方の都市計画課にはトップ会談の要請、またその内容とその後の報告の内容を記録されたような文書はあるのですか。

森都市計画課長

トップ会談の記録が残っているのかという話でございます。

私どものほうではそういった記録はございません。

山田委員

知事の記者会見の内容については、県の都市計画課は事務方の一番主役、責任者です。今までの経過も含めて秘書課が判断できるわけがない。記録があつたり要請を受けたり窓口があるのが当然だと思いますが、そのあたりの文書は本当はないのですか。秘書課もないと言う、担当課の都市計画課も知らないということですか。そんな馬鹿な話はないです。

鉾田県土整備部次長

秘書課を含めて記録が残っていないのか、都市計画課が主管課ではないのかという質問ですが、このトップ会談のあつた7月19日といいますのは、まだ県有地のある旧徳島市文化センター跡地に新ホールを建てると決まっていない状況でございます。新ホールの事業そのものは都市計画課で所管してございません。ですから都市計画課にそのような協議録を残すことはございません。8月22日に決定されて、初めて県有地の協議がそこからス

タートしておりますので、都市計画課が新ホール事業の窓口ではございません。

山田委員

窓口でないと言っても流れからすると県有地があるという話ですから、私は確認が必要だと思いますが、それもないということが分かりました。

もう1点、昨年8月、現在の場所が変わって10月に県有地の協議が始まったと。この時点から、無償貸付が前提の協議はしていないと、銚田県土整備部次長から前回の事前委員会で言われました。また、私が7月31日に方針転換があったのではないかと聞いたが、谷本県土整備部副部長から、県議会から言われたわけではない、初めから無償では駄目だと、貸付けの約束はしていないという答弁をされました。その点の確認をしたいのですが間違いはないですね。

銚田県土整備部次長

確約はしてございません。

山田委員

確約した問題と、方針が変わったのではないかと私は聞いたのです。しかし方針は変わっていないと答弁されました。しかし資料5の25ページに、これまでの話の中で徳島市としてはこれまでどおりの無償での借地を話してきており、今年4月においても事務処理の方向性の確認を県に対して行ったところ、粛々と事務的にやっていくということで、市として変わらない方向できていた。県は、確かに4月の時点ではずっと水面下で事務処理を行ってきたが、議会で表に出たことが大きな転機であり、水面下で話を進めること自体が難しくなったという答弁をされて、議会で表に出た時点で転機になりました、その後も出てきます。言っていることが違う。事前委員会では初めからそういう方針になっているし、方向転換もしてないと答弁されておった。しかしこれを見たら、何回も大きな転機という言葉が載っている。事前委員会の答弁は一体何だったのか、虚偽答弁だったのか、この点はどうか。

谷本県土整備部副部長

前回の事前委員会で答えさせていただいたのですが、県としては方針は全く変わっておりません。

森都市計画課長

25ページの協議の内容について話がありましたが、これにつきましては、飽くまで徳島市との協議の記録でございます。水面下という表現をいたしました。飽くまで担当レベルの事務処理の協議だという表現でございます。議会に出たことが転機、これは議会でも取り上げられたのでという表現でございますので、これまでの無償貸付から交換に変わったことを言っているものではございません。

山田委員

そしたら大きな転換はあったと県も認めるということですね。議会で出されて、7月31日に県から要請を出していくようになるのだが、議会で議論されたことによって大きな転換を迎えた、ここではっきりと議事録が残っている。大きな転換を迎えたという事実はそのとおりだという認識でいいのですね。

森都市計画課長

飽くまでこれは協議の中での話でございまして、担当レベルでの協議が議会に取り上げられることになったという意味での発言でございます。

山田委員

非常に苦しいですね。ここにこれだけ出ているので。

やはり大きな転換はあったのです。ポイントになった資料5の25ページの前から含めて7月31日です。県が無償借地以外の選択肢の提案を要請したということなんです。

もう1回確認ですが、これは文書でされたのか、文書はあるのか。併せて7月31日以前に無償以外の選択肢を県として提案したことは、私が見た限りでは残ってないようですが、提案したことがあったのかお聞きします。

森都市計画課長

まず1点目の7月31日に、無償貸付以外の提案を徳島市に文書でしたのかということでございます。

これは協議の中でも言っておりますが、口頭で伝えております。

それ以前に無償貸付以外の選択肢を提案したのかということでございますが、協議の一番初め、平成30年10月4日でございます。資料5の4ページを御覧ください。点の五つ目ですが、建物がなくなり、改めての話になるので、今までの継続でという話にはならないと思う。そこはリセットして考える必要があるということで、無償貸付という話にはなっていないということでございます。

山田委員

そういうふうにも読めるし、リセットということは元のままもあり得るし、変わることもあると思います。

更に進めていきますが、12月5日の地方紙の社説で、今年6月県都市計画課長の取材に対して、協議は順調に進んでいる、徳島市との関係は全く問題ないと発言されたと報道されています。この時点では、県と徳島市はそれこそ二人三脚で無償貸与を含めて進んでいたと一般的に理解されるのですが、これで間違いはないですか。

森都市計画課長

その時点では順調に進んでおりました。

山田委員

順調に進んでいたということですか。つまりその前提にあったのは、徳島市はずっと無償

貸与と言ってきて、県も一応それを了解しながら、リセットという言葉も使っていますが、そういうことでやってきたと思います。

ほとんど議論になっていないのが、なぜ今回、こう変更したのかという問題について、時代の流れの包括外部監査、福祉施設でも今まで無償であったものが有償になるということがあり得ると度々議論がされましたが、このところは全く議論されていない。

森都市計画課長は地方創生対策特別委員会でもはっきりとそういう事実があったという経過報告をされています。井川議員の質問で言われています。これは具体的にいつの包括外部監査なんですか。

森都市計画課長

無償貸付でという話でしたが、飽くまでリセットという意味は、無償貸付のみを限定したものではありません。

そして今、包括外部監査の話でしたが、外部監査に関しましては県土整備部の案件ではございませんので、お答えは控えさせていただきます。

山田委員

何を言っているのか。今まで、部長も課長も答弁してきた。ここで一括して議論されているのです。そんなでたらめな話はない。度々あなた方が包括外部監査だ、時代の流れだ、包括外部監査で指摘され、今まで無償であったものも有償になると言われてきたわけです。その包括外部監査というのはいつなんですか。中身まで言えとは言ってません。

森都市計画課長

度々出てきております、包括外部監査につきましては平成15年度のものであります。

山田委員

平成15年度なのです。普通、こういう包括外部監査が出たら、県は審議会等に諮って県がまとめた方針でいくのが基本的な、無償化あるいは有償化でというルールなんです。しかし、ケースバイケースになりますよね。だけど正に取って付けたように平成15年の外部監査のことが理由の一つとして出てきていると私は思うのです。

他部局のことではあるが、平成15年度の包括外部監査がその後に検討されて、例えば今回の旧徳島市文化センター跡地についても県が取るべき態度、知事が確かNHKの記者の質問を受けて、そういう発言をされたと思いますが、その平成15年度の包括外部監査を受けて、どのように検討されたのですか。

鍬田県土整備部次長

11月定例会事前委員会でも答えさせていただきましたように、知事は例えで発言されております。今まで無償であったものが有償に変わる例えで発言されているものと私どもは受け取っております。それと先ほど言いましたように、大きな転機が7月31日にあったとおっしゃいますが、これも事前委員会で答弁させていただきましたように、無償借地そのものを確約していない状況で、転機も何もございません。そもそも土地利用に関しては、

6月まで順調というお話をさせていただきましたが、それは飽くまで境界確定等、二つの課題を一生懸命協議をしていたものでございます。それで順調に、知事もそれまでしっかりと徳島市を支えてきたという答弁もされておりますように、私どももしっかりと協議を進めていたもので、それは境界確定の手續のことを順調に進めていたと解釈しております。

山田委員

鍬田県土整備部次長はそのように発言されるが、この議事録を見たらとてもそう思わない。それをやりだしたら時間がどんどん過ぎるので進めていきます。

もう一つは、11月7日の報道にもありましたが、知事が11月1日の記者会見で徳島市の協議姿勢を批判して優先交渉権者の選定でも徳島市からの相談はなかったと発言されました。しかし、森都市計画課長は徳島市から当然知らされていたし、資料5で見たら徳島市はさっきのスケジュールも度々出しています。この知事の発言と事務方との食い違いはどう思うのですか。

森都市計画課長

徳島市から10月24日に知らされたものでございますが、10月24日と28日につきまして、徳島市は意図的にか分かりませんが、都合のいいような説明を行っている。

経緯から詳細に御説明いたしますと10月24日は、候補地の評価を行うために様々な項目につきまして、例えば支障物件の有無などを確認するように現地の確認を行う予定であった日でございます。しかし、そこで天候が雨だったため、県としては当然延期しましょうと徳島市に提案したところ、徳島市は意図があったのか分かりませんが、なぜか現地確認をやりたいと延期することに難色を示しておりました。

しかしながら県としましては、雨では十分な現地確認ができないということで御説明し、最終的には10月28日に延期となりました。

山田委員

経過を聞いているのではない。こんな格好で進めたいという相談はあったのでしょうか。良いかどうかは県の判断もあります。徳島市からの相談はなかったと11月1日の記者会見で知事は明確に言っているのです。この食い違いをどう説明するのか聞いているのです。徳島市の経過なんかは要りません。相談があったのかなかったのか、知事に上げたのかどうか、知事は上がっておきながらそれをこういう発言にしたのかという点について確認をしたいのです。

北川県土整備部長

記者会見を見ていただいたらと思いますが、知事は御存じなかったと思います。

その後、11月上旬で報告をしたとなっております。

なぜかと言いますと、当然門前払いみたいな形で行っておりますので、知事に上げる報告案件ではなかったと私の判断で行っております。

山田委員

こんな大事なものを報告案件ではないと、それで知事が11月1日に勝手に記者会見したということは到底信じ難いと思います。

当初は、業者選定の白紙撤回、それがどんどんエスカレートして全ての事項の白紙化、無期限停止と知事は発言しております。しかし一方で、議会の意向は尊重しないといけないと県議会でもずっとそのことは議論された。知事もそういう発言をされています。そういうことからすると徳島市や徳島市議会が積み重ねてきた議論、これを全く無視する暴言で、私は明らかにこれは越権行為ではないかと。もちろん土地問題について議論することは重要なのです。しかし、業者選定の白紙撤回も含めてすることは、地方自治体同士の信義からしてもやはりふさわしくない。これから県議会でも議論するのですが、この新ホール問題は徳島市を軸にという話も出ました。県有地をどのように交換するのかというのは大事な問題で、議論していかなければならない問題ですが、それなら徳島市議会、徳島市、いろいろな意見、批判もあります。当然です。徳島市民からもあると思います。しかしありながらも、一定の процедуруしてきて議会の積み重ねてきた、この中身を県が無期限停止だと言ってしまうたら、これは地方自治体間の信義という点からもやはり問題になるのではないかと思うのです。私はこれは越権行為ではないかと思うのですが、この認識はどうですか。

谷本県土整備部副部長

もう一度御説明しますと、第1回の協議が10月8日にありましたが、そこでも一方的に出てきたので否定しております。第2回の10月10日、これも同じような、一方的な先ほど皆さんに見ていただいた工程表を出されてこれだと、こんなもの到底県としてできませんと否定しております。ですから、県としてはそんなものは協議の対象外としております。

それと私の認識なんです、先ほど山田委員から、知事が白紙撤回という言葉を使ったというお話ですが、私は聞いたことはございません。

山田委員

知事は白紙撤回を言った覚えはないということです。しかしこれも既に報道されています。

（「報道が全部正しいとは限らんぞ」と言う者あり）

私は、地方自治体同士の信義としてやるのが重要だと思います。

この問題の最後に聞いておきたいのですが、鳴門市文化会館の改修決定を受けて、県内で1,500席のホールがなくなる、文化の危機的な状況になるのではないか。そごう徳島店の問題も出たということから、今、この県市でいろいろな意見の食い違いもある。しかしそういうことをまとめて、本来県議会とはそういうことに対してきちんと進めていく、協議を再開させることも議論していくことが必要なのです。やはり県民の皆さんもそう思われています。9月定例会付託委員会で杉本委員からの発言の中でも奥さんのことを紹介したこともありました。それは皆さんの共通した意見だと思います。だから一刻も早く協議の再開、それが多くの県民市民の声であるという状況ですから、今日は一致点はなかなか見いだせない状況ですが、そういう立場で進めていかないと県民の皆さんから厳しい批判

を県も受けます。そのことをしっかりと認識してほしいと思うのですが、この点はいかがでしょうか。

谷本県土整備部副部長

まずは徳島市から委員の納得のいく理由書が出てこなければ、委員会でも議論が全くだけません。それが出てくるまでは、県としては何とも対応ができない状況ですので、徳島市から納得いただけるような具体的な理由書の提出を期待している状況でございます。

山田委員

もちろん徳島市からそういう理由も含めて、しかし、さっき言ったように県民の思い、いろいろな意見があるのはそのとおりですが、多くの皆さんが今、県と徳島市でいろいろなことを議論する、こんな不毛な議論をするときではないだろう、前へ進めて、文化行政にも関わってくるし、文化だけでない、障がい者団体の皆さんもそういう声を挙げていました。その点をしっかりと踏まえた形で、文字どおり落としどころと言うか、一致点を見いだす努力を県もしていただきたいし、我々県議会もしなければならぬと思います。

岡委員長

午食のため、休憩いたします。（11時58分）

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時02分）

それでは、質疑をどうぞ。

吉田委員

主に意見と要望になりますが、私からも一言申し上げます。

事前委員会でも申し上げたのですが、県民の中で本当にこの件に関していろいろな御意見があります。岡委員長からも御意見がありましたように、また別の委員会でも徳島市選出の井川議員から県と徳島市は歩みよって前に進めてほしいと言われていました。私の周りにもそういう意見が多くございます。いろいろな意見がある中で、今後どうなるのかということ、徳島市議会の中での徳島市長の発言でありますとか、今回の理由書を読ませていただくと、これはちょっと歩み寄るのは大変厳しい状況にかじが切られたという感想を持っております。

重清委員が午前中に発言された気持ちも本当に理解できますし、それに対する北川県土整備部長の答弁もごもつともだと思えますが、杉本委員がおっしゃったように県都はにぎやかであってほしいというのが普通の県民が願うところでございます。どう打開していくのかというのは今の私には具体策は浮かばないのですが、どうぞ前を向いて、白紙化には今のところ余り賛同はできないので、前を向いていきますようによろしくお願ひしたいと思えます。

この資料5の中で今年の10月8日と10日の中でスケジュールを全否定したということですが、10月8日にはスケジュールのことを否定したことは書かれてなかったようですし、

10月10日の中でも完全に否定したようには読めない部分もあるので、手続上、徳島市にいい加減なところがあったような感じを御答弁から受けるのですが、100パーセント徳島市に手続上の問題があったとは言えないのではないかと。高井委員もおっしゃったように受取方というのではっきりしなかったところもあったのではないかと思いますので、今後、徳島市が全部悪いと受け止め、徳島市からの答弁を待つという姿勢ではなく、ちょっと歩みよっていただきたいと要望したいと思います。一言でも何かありましたらお願いします。

岡委員長

小休します。（13時06分）

岡委員長

再開します。（13時06分）

吉田委員

10月8日と10日に徳島市からスケジュールが示された時に、完全否定したとおっしゃっていますが、資料からは完全否定したということが読み取れなかったのですが、その点をもう一度お聞きしたいと思います。

森都市計画課長

10月8日と10日について、土地交換協議の際に徳島市のほうから示されたスケジュールについて否定したというものでございますが、その詳細につきましては、協議録は一部分という形で記載されておりますので、それが全てという状況でございません。

私どもは、初回協議にも徳島市から示されたスケジュールに対して、県議会での要望も頂きましたので、それも強く御説明して、当然一つ一つ協議を積み重ねていかなければならないということで、しっかりと協議をしていきますと申しました。それを聞いて徳島市がどう解釈されたのか分かりませんが、しっかりと協議を進めていくと伝えたので、2回目の協議時には、1回目に示されたものを再度示されましたので、その時には、これは飽くまでも徳島市のスケジュールですねと念を押して、これは否定させていただきました。

吉田委員

何とも言いようがないとか、県は協力するが絶対できるとは言えないという記載がございますが、今後また協議の再開を願っている者として、また同じようなことにならないようお願いしたいと思います。

7月19日のトップの政治家同士の話で、昨年7月は都市計画課の所管でなかったのに記録がないと理解をいたしました。政治家同士の非公開の会談はあり得るということも分かります。これは県土整備委員会に対しての答弁は求めないのですが、その意思決定を透明化するというのは、国民県民の願いであると思うので、今後トップ同士で、県土整備部案件がございましたら、記録はしっかりとさせていただけるように要望します。

鍬田県土整備部次長

答弁は必要ないということですが、少し補足させていただきたいと思います。

全く所管ではないと話をさせていただいたのですが、例えば、その当時、徳島市の徳島駅周辺まちづくり計画について議論を当課ではしておりました。それと徳島市内鉄道高架・沿線促進協議会もありましたので、新ホールが旧徳島市文化センター跡地へ来るという話があったとしたら、それは当課にも来る可能性はありますが、私ちょうどその当時の担当者でございましたが、一言もその話はなく、ですから結果的に議事録も作成していないということを併せて御報告させていただきます。

古川委員

1点だけちょっと違ったことを聞きます。

今日、資料5として、県市協議の経緯をもらったのですが、23ページの7月31日の打合せから、県市両方が決裁したことになっています。これは何か経緯があるのですか。

森都市計画課長

協議録の様式についてですが、県と徳島市で協議したことをお互いに共通認識、記録しておきましょうということで、徳島市との協議の上で決めたことでございます。

古川委員

年度途中からそういう話になってこういう形にした。これを作っているのは基本は徳島市ですか。それから県に持ってきたものを回す。後のほうは決裁欄がないものが付いてますが、それもやめてしまったということによろしいですか。

森都市計画課長

この協議録につきましては、県と徳島市で交代で作成いたしまして、やり取りをして、お互い了解できたものを、判を押すという形で残しておりました。

後段のほうにつきましては、その共通認識という部分で、段々とまとめるのに時間が掛かりますので、現時点では作成できていない状況でございます。

岡委員長

それでは、この際、委員各位にお諮りいたします。

ただいま、扶川議員から発言の申入れがありました。

この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは扶川議員の発言を許可いたします。

なお、委員外議員の発言については、議員一人当たり1日につき答弁を含めおおむね15分とする申合せがなされておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川議員

私は夕べ、この資料を頂けるのではないかと求めて要請したのですが、くれませんでし

た。仕方がないので今日、昼休みに読ませていただきましたが、こういう不親切なことはやめていただきたい。そういう不親切な仕事の仕方をするから、今度の新ホールみたいな問題が起こるのだとつくづく思いました。

最初にスケジュールを否定したうんぬんについてお尋ねしますが、今日の資料を見ますと一言で言うと吉田委員もおっしゃったように、スケジュールを明確に否定したと勢いのいいことをこの県土整備委員会でおっしゃっておりますが、きちんと読み取れません。それどころか、むしろ県はこのスケジュールを丸飲みにしない、絶対に約束はできないが協力はしていくと回答したと県自身の文書で書いているのではないですか。そうすると、絶対ではないが、このスケジュールによって進めていこうと思ってしまうのもやむを得ないのではないかと私は思いました。

78ページを見ますと、12月までにこの話をまとめる手法か業が考えられるのではないかと、このスケジュールについて徳島市が聞いております。先ほども御答弁があったが、しっかり協議した上で段階を経て決めていくしかないという県議会の要望ということですが、議員から出た要望を踏まえてそういう回答をされている。でも県は協力するということは、その後で言うております。どう見ても先ほど絶対否定したみたいな話ではないですよ。どう解釈していいのか教えてください。

森都市計画課長

スケジュールについての否定の件でございます。

先ほども申しましたように、初回の協議時につきましても、スケジュールを示された、それについて私どもは県議会の要望を徳島市に強く伝えました。その中で一つ一つ手続を進めなければいけないと。もちろんしっかりと協議をやっていきますとお伝えして、それは飽くまで姿勢という部分で徳島市には示したものでございます。

10月10日につきましては、示されましたスケジュールに対して絶対できるとは言えないと言っております。しかも、飽くまでこのスケジュールは徳島市が組まれたスケジュールと否定させていただきました。

扶川議員

相手は徳島市が決めたスケジュールなんて言われなくても分かっています。だから一応、県がこれを丸飲みはしていないが、このとおりに進めてくれちゃ困ります、やめてくださいということを言ってません。不親切なんです、だから勘違いする。これは1点指摘しておきたいと思います。

それから優先交渉権者の選定についても、この土地交換スケジュール案を見ますと、事業者選定となっております。徳島市の理由書を見ますと、事業者選定は土地交換が進むことを前提として行っていないと説明しているように見え、バラバラに解釈しているのです。最後、仮契約するまでにいろいろな手続はあるが、大丈夫だろうから、最終、県が判断してくれるだろうという見通しの下で、そういうニュアンスを感じて、それこそやり取りの中で県がはっきりしたことを言わないから、そう誤解をしたのだと思いますが、それで期待をして進めていっている。これはこれで私は矛盾がない説明だと思って、この理由書を読んだのです。理由書の2ページ、事業が進むことを前提として優先交渉権者を決定したと

ということが挙げられておりますが、市としては土地交換が成立し、事業が進むことを前提として行ったものではありません。募集の際に説明し、既に事業者から提案を受け付けている以上、募集の際に説明した予定に従って優先交渉権者の決定、公表までは行わざるを得ませんでした。県から土地利用の判断を頂かなければ、事業者選定の次のステップである事業者との契約を締結することはなく、その旨は9月の市議会でも説明しております。これらのことから、市が県議会の要望に反したとは考えていない。土地交換協議、事業者選定、優先交渉権者の決定は別々のものとして取られているように思います。徳島市と県との話合いの中で、そういう詰めを全然やっていないじゃないですか。だからこれも不親切だと思います。

もう1点、今のことに関係してですが、昨日の徳島市議会で行われた議論の徳島市の答弁書の一部を急いで取り寄せましたがこう言っています。これまでの県市間の協議において、土地交換については12月議会までに交換契約書まで全て整えることは難しいというやり取りをしました。しかしながら、事業者選定については土地利用の判断があるまで選定作業を行ってはならないといった指摘はなく、徳島市からはあらかじめ事業者選定のスケジュールを示していましたが、それを否定されることもありませんでしたと、こう言っているわけです。誤解しているのです。あるいはきちんと県が親切に、否定しますからこのスケジュールは白紙に戻してくださいと言わないから進めてしまっているのです。そういう行き違いがあるのであれば、ここはやはり歩み寄るべきだと私は思います。

それからこれも答弁を求めても同じことでしょうか、意見だけ申し述べておきますが、最初のすれ違いが始まった去年の7月19日のことです。私の質問に対して知事が徳島市長から無償貸与してほしいという話があったが確約はしていないとの話でした。実はその前提として、徳島市長が、徳島駅西側駐車場から今の旧徳島市文化センター跡地に変えることを伝えたわけです。その話を当時の部長や都市計画課長は、知事から聞かされておりましたか。

森都市計画課長

7月19日の件について都市計画課まで連絡あったのかということでございます。

この件につきましては、都市計画課では聞いておりません。

扶川議員

最初はいつ知ったのですか。

鉾田県土整備部次長

最初といいますのは県と徳島市が協議した最初でしょうか。この資料5についております10月4日でございます。

（「用地の変更について」と言う者あり）

岡委員長

小休します。（13時21分）

岡委員長

再開します。（13時21分）

徳島県土整備部次長

8月22日に徳島市が決定した時点で初めて知った次第でございます。

扶川議員

ここが非常に疑問なんです。知事は知っていたのです。8月3日の徳島市内鉄道高架・沿線整備促進協議会に出た時に違和感を持っていた。それは前に聞いていたからです。何で徳島市長は計画変更をすると私に言ったのに、従来どおりですと違う答弁をしたのか。

やはり徳島市長が知事に言ったことは、その時すぐに部長に伝えるべきでしょう。内々でもこれは計画変更もあり得るよと。これ知事も不親切ですね。不親切というよりも、そもそも密談、密約みたいな話をする事自体が間違っているのです。公務はちゃんと記録をして、第三者を立ち会わせて、高井委員もおっしゃいましたように記録を残すべきです。だから言った言わない、うそをついている、ついていないという話になる、根本問題がここにあります。もうないものは仕方ないです。今更、私もどっちがうそをついているとか、いや誤解だとかなかなか言えません。知事と徳島市長のやり取りについては証拠がないのだから。しかし、はっきり言えるのは8月22日までは、知事は自分が聞いたことは部下に伝えてなかったのです。それを取り上げて9月定例会付託委員会で岡委員長がけしからんとやりましたね。読みました。それは怒りますわね。知事も県議会をないがしろにしていたではないですか。徳島市長だけではないですよ。だからそこに岡委員長も怒ったのでしょう。

（「違うわ」と言う者あり）

いや、私はそう解釈しました。

（「勝手に解釈するな」と言う者あり）

します。それが最初のボタンの掛け違いだと思います。そもそもは、そういう密室で協議みたいなことをやるべきではなかった。その後も、徳島市と県とのやり取りの中で、極めてさつきから指摘しているように不親切な説明をしていて、誤解が誤解を呼んで、話がこじれてきている。ここまで来たらどちらが悪いとか良いとかいう話ではなく、県民が本当に何を望んでいるのかという観点に立って仕切り直しをすべきです。重清委員は県南部、県西部に大きなホールを造れなんてことをおっしゃっていますがそれは無理ですよ、人口が少ないのだから。

（「どうして無理なんだ、扶川議員に言われることないわ」と言う者あり）

分かりました。私は無理と思います。意見は言わせてください。県都にはやはり1,000席を越すようなしっかりしたホールが欲しいというのは、板野郡の人も言っています。板野郡にも500席、600席のホールは北島町にも藍住町にもできました。板野町にもあります。それを使っていたきたいですが小さいのです。

板野郡の私も含めてですが、徳島市文化センターはしょっちゅうお世話になって、あれは県民共有の財産として使わせていただいていたと私は理解しています。是非早くやってほしい。私も議員です。ほかの方も議員です。同じように真摯に受け止めて判断をしてい

ただきたい。私も一部議員です。ほかの方も一部議員です。そのようにお願いをいたしたいと思いますが、その点はどうか。

銚田県土整備部次長

知事と徳島市長の話が下まで下りていないことについてでございますが、知事は確約をしていないという話です。まだ確定していない状態で、徳島市は徳島市長が戻られて部長までお話したと言いますが、8月3日の徳島市内鉄道高架・沿線整備促進協議会でこの位置に間違いはないと言ったのは徳島市の担当課長でございます。担当課長まで下りていなかったという感じもします。どこまで下ろしてそれをどうやっていくのかは、それぞれ指示系統で、私はその当時の担当課長でしたが、担当課長まで下りるべき話なのかという判断は、上から下りるべき話なのかというところで判断されているのではないかと考えております。

扶川議員

徳島市もそうになっていたのでしたら、きちんと部下に伝えるべきでした。

最初から申し上げているように、そういう大事な問題を徳島市長がはっきり意思決定したのであれば知事に伝える。これは総務委員会でも申し上げましたが、県庁に徳島市長が公用車で来て公的な問題を議論したのだから公務です。誰も立ち合わせもせず、後で証拠付けることもできず、勝手にそこで話をして、内容を県議会はもとより、徳島市のトップ、県のトップに話をしていないことがあったからこうなってしまった。

その時点でオープンに議論して、情報公開があれば、どうしても隠すことは黒で塗ればいいのです。しかし、記録はきちんと残して、こういう問題がないようにするべきだったのです。そのことがあるから、私は総務委員会の人間ですが、県土整備委員会で言わせていただきたくて参りました。

もう一度申しますが、今は双方が歩み寄って胸襟を開いてトップが判断しなければ物事は進みません。今おっしゃったように無期限延期は当然だみたいなことをおっしゃっているのでは、県民がそれを聞いたら絶望的です。私の知る県民はね。トップに判断してもらってください。知事に私の意見をお伝えください。早く前提条件なしに協議を再開すべきだと私は思います。お伝えいただけますか。

谷本県土整備部副部長

やはり、この問題は徳島市議会でもあるし、県議会でも議論をしていただかないと進んでいけないと思っております。

その県議会に上がってくるこの理由書が納得できるようなものではない、皆様方に審議していただけるような状態ではないので、そのあたりは徳島市にしっかり理由書を書いてもらわないと仕方がないという状況でございます。

岡委員長

時間です。

（「一言だけ」と言う者あり）

一言なんて認めていません。時間です。

（「分かりました」と言う者あり）

午前中からの意見、いろいろな議論がありました。それも踏まえて何点かまずは確認をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、再々にわたって確認をさせていただいておりますので、再度お聞きをしておきます。

平成30年7月に知事から無償使用の内諾を得たと理由書に書いてありますが、間違いなく、ないということによろしいですか。

森都市計画課長

知事からは、確約はないと聞いております。

岡委員長

分かりました。午前中の議論の中で、7月31日の協議の中で転機という言葉が出てきて、それがあたかも県が無償貸与で進んでいたものが、そこを機会に方向が変わったかの議論があったかと思うのですが、そこについてもう少し詳しく、転機という言葉がどういう意味を持つのか御説明を頂きたいと思います。

森都市計画課長

協議録の中に表現しております、水面下と転機という記述がございますが、それにつきましては、4月9日の協議で土地の利用につきましては、事務的な手続を行うとしまして、事務的な話を水面下と表現しているという部分と、この案件につきましては土地利用について6月議会で取り上げていただいたというところで、それがいいきっかけになったということで大きな転機という表現をさせていただきました。

岡委員長

水面下という言葉が適切かどうかは別にして、事務方同士で協議していたものが議会の中で一部議員が発言されたので、そこから事務方同士の協議だけではなく、議会にも話が回ってくるということで大きな転機となったという認識でよろしいですね。分かりました。

あと、12月の徳島市議会の代表質問で、徳島市議から事業スケジュールに支障のない間に土地の交換を行えば問題がないはずとの考えが示されていますが、土地の問題は、私も再々にわたって言ってきましたが、軽々に扱うものではないんです。我々からすれば。

徳島市は、徳島市文化センターの建て替え、音芸ホールなのか文化センターか分かりませんが、建て替えをするということで、なぜか非常に焦った状況でスケジュールを組んでやっているみたいですが、これも何度も恐らく議会の中でも言ったと思います。県は、県有地の有効利用、県民の皆さん方にとって一番どういう形にしていっていいのかを考えて、場所の選定にしても慎重にやっていかなければならないということは何度も申し上げてきたと思います。軽々に行うのではなく、一つ一つしっかりと手続を踏んで積み重ねていくべきものと私は思っております。

そして、土地の交換契約を交わすのも具体的なことがきちんと決まった中で、ここで交換ができるという話ができただけの段階で、土地の利用の判断を行うことと要望しておりましたが、県としての考えを再度お聞かせいただきたいと思っております。

森都市計画課長

土地交換の契約を交わす段階で土地利用の判断を行うということで、県土整備委員会から要望を頂いております。

土地の問題につきましては、当事者以外の要因で締結できない場合もございます。土地交換契約の前に土地利用を認めることは、その土地に係るほかの契約、第三者との間に発生するトラブルも想定されることから慎重に対応する必要があると考えております。

仮に、徳島市が新ホール整備事業を契約した後に、県と土地交換ができない状況も想定されるということがございますから、その場合に徳島市は契約したにもかかわらず工事ができない状況に陥れば、県も第三者とのトラブルに巻き込まれる可能性があるということですので、そのため県が考える土地利用は事業の契約する時期と考え、県議会からも拙速にならないようしっかり協議を積み重ねることと要望されているものでございます。

徳島市との交換協議におきまして、10月8日の初回協議で県議会からの要望をしっかりと伝え、その際には第三者トラブルについても徳島市からも確認いただきましたので御説明を差し上げている状況でございます。

岡委員長

分かりました。先ほど県の行政が非常に不親切であるということをおっしゃっていましたが、非常に親切なことをしているのではないのでしょうか。

もしかしたら、土地交換の協議でトラブルがあって、その間に優先交渉権を決めて、もし仮契約でも発注していたら、徳島市も損害賠償を被ることになるのです。

それに対しては、しっかりと土地の交換ができるまできちんと話をしてから進めたほうがいいですということを明言はしてませんが、暗に匂わせているのかなど。取る人が取ったら不親切と思うかも知れませんが、非常に丁寧に一つ一つ行政がやるべき手続を、私は取っているのではないかと考えております。

あともう1点、これも12月の徳島市議会の代表質問の中ですが、徳島市は県との合意が一体いつ得られるのか見通しが不明で、業者選定を行わず事業者との契約ができなければ債務負担行為をやり直すことになりかねない。一方で、令和5年度の開館を目指す整備計画に間に合わない状況では優先交渉権者を選定しなくてはならなかったと説明があったのですが、このことについて県の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

森都市計画課長

徳島市議会での発言についての確認がございました。

徳島市は、7月1日の募集に示したスケジュールに従うことだけが徳島市としての責務であると考え、間に合わないと判断し選定に及んでおります。しかし、徳島市の新ホール整備事業の公募型プロポーザル募集要項におきましては、事業者選定、公表は10月下旬予定とし、明確でない、9月25日の提案書類の受付締切から選定までの期間も定めていない

ことから、発注者の裁量で変更は可能であり、選定を延期しても応募者への義務は果たせるのではないかと考えております。

岡委員長

私もそのように考えます。明確にこの日に事業者選定をしなければならないというものでもないですし、当初に債務負担行為を通した時も、新ホールの位置を変更した時も、県から借りられると確信をしていると徳島市議会ですっと言っていたことを私は覚えております。

何をもって確信と言っていたのかは分かりませんが、勝手な確信の下で、勝手に事業を進めてきて、自分らのスケジュールに合わないから、自分らの都合の合わないことが出てきたら、突然今回のような平成30年7月に知事が内諾をくれたのですみたいなことを言い出す。

今日頂いた資料5の協議の経緯をできるだけ見ていたのですが、最初の平成30年10月4日の協議の時は、細かいところまで覚えていないと思うのですが、この時に本当に知事と徳島市長とで合意があったのであれば、そのことがどこかに言葉で出てきてもおかしくないと思いますが、そういう言葉はありましたか。

鍬田県土整備部次長

その当時、私は当事者として協議に携わった者でございますが、そういった話は一切ございませんでした。

岡委員長

そもそも場所の移転に関しても、7月19日に来たのは当然知りませんでした。

私が8月3日の徳島市内鉄道高架・沿線促進協議会に行って質問をしました。新ホールはこの場所で間違いないのですよねと。そうしたら間違いありません、ここでやっていきます、正式な手続を踏んで徳島駅周辺まちづくり計画を作りましたとその時に言われたのです。

知事もびっくりしたのは当然なんですよ。その前に徳島市長が、一言一句覚えていませんが、ひょっとしたら今の旧徳島市文化センター跡地にホールを移転するかもしれないが、そういうことがあれば、また土地を貸してくれるのですかということを確認おっしゃっていましたから。

それは確かに、その時点で、知事はそういう話がある、考えがあるということをおったのでしょう。しかし、それは明らかにここに場所を移したいから何とか話ができないのかということ、いやひょっとしたらここへ移す可能性があるのだが、その際には土地の話はできるのだろうかとは全く意味が違ってくるのです。

位置を変えるから貸してくれと言ってきたのであれば8月3日の徳島市内鉄道高架・沿線整備促進協議会で私にした答弁は虚偽の答弁になるのです。もう変わるのだから。それこそ変わると内諾を得ていたわけでしょう。間違いなくすと言っていたわけですよ、あの場所で。もし、その確約が取れていたとしても、知事が驚くのは当たり前です。だってそうやって言っていたから。もしかしたら、そこへ変わるとなったら、この土地を使わ

せてもらっていいですかと言われたら。

徳島駅周辺まちづくり計画が作成されているのが、平成30年6月ですよ、たった1か月で方針転換しているわけです。正式な手続を踏んで作った徳島駅周辺まちづくり計画が方針転換されている。それをわざわざ言ってきたら、場所を移すのだろう、徳島駅周辺まちづくり計画も恐らく説明をするのだろうと思ったのは、それこそ当たり前だろうと。それが特に何も説明もなく、このままやりますと言われて、8月22日に急に知ったのですよ。

確か鞆田県土整備部次長は当時課長でした。その時に、どういうことなのかと呼んだのです。8月3日の徳島市内鉄道高架・沿線促進協議会にいらっしゃいましたから、どういうことか、おかしいのではないかと、徳島市に説明をしてくれとその時に私は言っています。そしたら何の説明もなく、今までずるずると引っ張られて5月の所管委員会や6月の県土整備委員会ではほかの方法があるのではないかと。今年の3月に、これから公共用地をどう使っていくのかという徳島県公有財産リフレッシュ会議があって、そこでもそういう意見が出ています。

徳島市の文化振興のことを考えていたら、土地の整理をしたらいいのではないかと一般の委員からそういう意見が出ているのです。そのことを徳島市は知らなかったかもしれません。私も、こんな会議をしていることを後で知ったのですが、そういう話も出ている。60年前に無償で貸していた、そのまま、また無償貸与というのは検討したらいいが、私は違うと思うと、今までにも何回も申し上げてきました。

そのことは、新聞にも載っていましたが、テレビでも放送されましたし、知り得る状況だったにもかかわらず、先ほど協議録を見ていたら徳島市議会の事前委員会では、できるだけ説明をしないような方向でいきたいとか協議録の中に載っているわけです。

何で隠し立てをしないといけないのか。そういう大きい変更、徳島市が言っていたことと整合性が合わないような変更が出てくるにもかかわらず、隠すようなことを何回か言っています。県で、もしこんな話があったときに、こんなことは考えられますか。議会には取りあえず伏せていこうと思っているなんてことはあるのでしょうか。

森都市計画課長

当然、事務手続が順調に進めば、議会にも報告はするものと考えております。

岡委員長

まっとうなことをやっていたら、報告をできるだけ遅らせたいとか、報告をしないということは考えなくていいのです。普通に手続を踏んでいたら。

私自身も、徳島市内の議員ですから、徳島市民でありますし、はっきり言ってあんな所に新ホールを造られたら迷惑です。高いお金を掛けて、街を線路で分断されるような、障がいを持たれているような方が行きにくいようなホール、あんな所に造られたらはっきり言って嫌だと思っております。しかし、今回のことは、ホールのことうんぬんよりも行政の手続とかの問題です。

何か知らないが、新ホールを政争の具にしているという新聞社もありましたが、全くもって馬鹿馬鹿しい議論です。どっちが政争の具にしているのか。

早く自分の任期中に間に合わせて造っておかないと、何もしていないって言われるので

はないか、だから、とにかくできる場所でやっておかないといけない、私にはそんなようにしか映りません。

そもそも、徳島駅西側駐車場から今の旧徳島市文化センター跡地に新ホールが移ったときの説明は、金額が高すぎる、土地にJRの施設が埋まっていたのを知らなかった。こういうこと一つを取ってみても、ずさんな調査をして、勝手に場所をほかの人に相談することもなく、ここにしますと言って、いざ調査してみたらあかんとなったら、やっぱりやめた。

旧徳島市文化センター跡地は、県の土地があるでしょう。県は大きな関係者です。これに対して知事には、内々に相談はしていたかもしれないが、確約ももらえないままに勝手に発表して、そこからは無償貸与でいけると確信していますとずっと言い続けて、9月の時点で交換に応じました。交換に合意しているのですよ、無償貸与と言っていたが、早くしたいから交換協議は進めていたわけじゃないですか。

当然、我々も県土整備委員会の中では言いますよ。何でこの土地にしたのだろうかという話も出てきます。何で徳島市からは2か所しか出てきてないのだろうか、徳島市の土地はもっとあるだろう、別に広い所を少しもらわなくても、小さい面積で使える所であれば2か所もらってもいいとそんな話もしたと思います。

そのように、しっかりと県議会できちんと説明ができるような調査をして、しっかりと手順を踏んで交換協議に入っていたら。多分、自らのスケジュールに間に合わないのでしょう。そしたら何を言い出したかと言ったら、いやそもそも平成30年7月に知事と徳島市長で内諾を得ていたと言いつたのです。

協議はできたほうがいいと思いますし、県市協調は大事なことですけど、まともな話ができない人とは協議はできないのです。これも私は最初から言っていました。信用できる相手とでないとは話合いはできないのです。

何か言っても、事務方で打合せをしたって、いやそんなことは言わなかった、いやこうやって言ったのではないかとずっとそんなことばかりです。最初に言い出したのはどっちか。あたかも県が悪いように書いているところもありますが、何が悪いのですか。きちんと手順を踏んでいるのではないですか。私は、これ以上ないぐらい行政の手続としては、しっかりしていると思います。

知事の言っていることだって200パーセント間違っていない。折り合いを付けてとか、落としどころとか、そんな問題の話ではないですよ。うそを言っているのではないかと問われているのです。直接、県がうそを言っているということがここに書いてある。

重清委員もおっしゃっていたように、やる気がないのでしょう。その代わり、自分らのせいで失敗したと言われるから、誰かに責任をなすり付けているのです。今回の話はそれだけの話だと思います。

だから、協議は無期限停止ですし、ボールは向こうにありますので、この説明ではあかん私も思います。今日発言をした方の中で多くの方々がこんな理由書では話にならないと、はっきり言って子供の言い訳だと思います。出し直しをしていただきたい。

さっきも話がありましたが、大丈夫だろう、判断してくれるだろうと思って進めていたと、これは県が悪いのですか。そうは思いません。これでいいのですね、構いませんかと言ってくるのが当たり前と違いますか。

こっちが手取り足取り、何もかも、一から十まで全部してあげないとできないのでしょうか。私は、そんな能力の低い役所ではないと思います。徳島市長が変わったから職員は全部変わったのですか。全くのど素人に全部、3,000人近くが入れ替わったのでしょうか。行政の手続ぐらい分かっているでしょう。そんなことをすっ飛ばして、好き勝手に言われて、私も重清委員ほど迫力もないですし、怒って言いませんが、協議なんかとてもできないと思います。

まず、何をすべきか考えるのは徳島市のほうです。何を折れるところがありますか。正直、何人かの方の発言を驚きながら聞いていたのですが、何を折れるのでしょうか。

多くの県民の方々が熱望しておりますって、熱望なんかしていないです。私の周りには、あんな所にしないだろうという人ばかりです。

いろいろな意見があるのは分かります。ただ、県としては、きっちりとした手続を踏んできたというのは間違いないし、明らかに瑕疵は徳島市にあります。

この理由書は4ページほどですから、そんなに時間も掛かっていないのでしょうか。これではとてもではないが、県議会では、委員会では御納得を頂けなかったと、一部議員はこれでいいという方もいらっしゃいますが、これでは納得がいかない。

もう1点言っておきたいのが、知事の記者会見において協議を停止した理由として、事業が進むことを前提として優先交渉権者を決定したということが挙げられておりますが、徳島市としては土地交換が成立し、事業が進むことを前提として行ったものでありませんと、もう意味不明ですね。土地交換が成立せず事業が進まなかったら、何で優先交渉権者を決定する必要がありますか。土地交換ができなかったら、優先交渉権者を決めてもあそこで新ホールはできないでしょう。こんなことを書いてきていること自体がやつつけ仕事と正直思います。取りあえず、時間に間に合わせるように。

県から言われた要望もよく分からないと12月5日に言っている。いちいち文書化して、2回も3回も同じようなことを言って、分かりましたか、これでいけますかと言ってあげないと理解ができないのでしょうか。そんなことはないと思います。一般常識の範ちゅうの問題で、もし分からないのであれば、分からないと聞いてきたらいいのですよ。これってどうなんですかと聞いたら済む話です。

意図的にこんなことをしているのであれば悪質極まりない。どうせできないのだったら県がいじめているような印象を付けて、県が悪いのだという印象を付けて自分の任期満了までかわいそうな徳島市長で引っ張ろうとするのであったら悪質極まりないと私は思います。

それとあと1点、今回の議論の中で、本会議の発言にもありましたが、議員個々の発言を軽視するような一議員という発言が結構ありました。

一部の議員が発言をされて、それが例え多数派の議員の意見だったとしても、知事がそれに縛られる必要はない、それが本来の二代表制である、それはもうおっしゃるとおりだと思います。多数派の議員が言ったからと縛られる必要もないし、駄目なものは駄目と言ってくれたらいいし、例え少数会派の議員でも良いことを言ったらそれは取り入れていくのは当然のことだと思いますが、一議員が言ったとか、県議会の意向というのが私は賛成していないとおっしゃっていた方がいたような覚えもあります。

そういう考え方の方には、そういう考え方の対応をすればいいのですが、こんな暴

論が通用するのであれば県議会そのものの存在意義が問われます。

我々が、ここで何を議論したってどんな話をしたって聞かなくていい、一部議員が言っているだけだからと。いちいち決議を取らないといろいろな要望をしても聞いてくれないということですね、一部の議員が言っているだけなので。

どこかの新聞の社説にもそんなことが書いてありました。県議会の意向というのは、一部の議員が発言していることだけと書いてある。誤解を恐れずに言えば、まっとうなことを言っていたら、きちんと聞いてくれると思っています。当たり前のことを当たり前と言っていたらそれはそうだなと、県としてもそういうことを進めていかないといけない、行政としてそういうことをしないとイケない聞いてくれるものだとは私と思っていますし、一人一人の議員の発言というのは非常に重いものだと思っています。いろいろな勉強もされているでしょうし、地域の要望も抱えて一生懸命地域のために活動される、県政の発展のために活動されている。

こういう発言をされたことに対して本当に、私はもう怒りを乗り越してあきれを感じているのですが、最後に1点だけお聞かせいただきたいと思います。

再度になるかもしれませんが、理事者においては、議員一人一人の発言の重みをどのように捉えていらっしゃるのか。

谷本県土整備部副部長

本日、午前中に杉本委員から県議会で議決した案件の重み、また岡委員長から議員一人一人の発言の重みについて理事者はどう捉えているのかという御質問を頂きました。

県民の皆様から選ばれて代表になられた議員は、県民を代表して、議会で御審議していただいている内容につきまして、正に県民を代弁する声としてこれまでも尊重してきたところでございます。

また、議員の御質問、質疑に対しまして理事者として答弁させていただいたことにつきましては、我々も責任を持って、その実現に努めていくのは当然でありまして、重みのあるもの、また真摯に対応していくものと考えております。

岡委員長

その考え方をしっかりと持っていただいて、一人一人の議員に対して、そう思っていない方はもう別に結構ですが、一人一人の議員の発言は非常に重いものであるということ認識をしていただきたい。

また、今後、様々な報道があると思いますが、あなたたちがやっていることは、私から見たら何一つとして間違ったことはしておりません。行政として当たり前のことを当たり前前にやっています。ですから、しっかりと県庁として執行部としてやるべきことを一つ一つ手順を踏んで、手続を踏んでやっていただきたいと思います。

最後に言っておきますが、県有地だ市有地だと言っていますが、これは県民の財産であり市民の財産なんです。トップになったから何でもかんでも、私が言ったら好きなようにできるというものではございません。

皆さん方の貴重な税金とかで取得した土地であり、お金であり、非常に大事で貴重なものなのです。1円たりとも1か所たりとも無駄にできる所はないということをしかりと

念頭に置いて、これからも仕事に精進していただきたいとお願い申し上げて終わります。

以上で、本件に関する質疑を終わります。

議事の都合により休憩いたします。（13時56分）

岡委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（14時11分）

それでは質疑をどうぞ。

重清委員

2点ほどお聞きいたします。最初に河川関係でお聞きいたします。

現在、海部川では樹木の伐採をはじめ、目に見える形で整備が進んでおり、本当にきれいになっておりますので、これは感謝を申し上げます。

しかしながら、今年の10月、東日本の各地に甚大な被害をもたらした台風第19号では、河川が増水し、堤防を乗り越え、町が浸水するなどの被害を目の当たりにすると、海部川においても洪水被害が発生するのではと不安になっております。

そこで、改めて海部川における現在の取組状況についてお伺いいたします。

赤堀河川整備課長

海部川の取組状況についての御質問を頂きました。

海部川流域におきましては、平成26年台風第12号による洪水によりまして、時間雨量118ミリメートル、また総雨量1,005ミリメートルといった記録がございまして、240戸を超える甚大な浸水被害が発生しております。

そういったことから、当時、緊急的な堆積土砂の撤去に加えて、洪水を安全に流すための河川整備を平成27年度から新規事業化し、今年度末には、堤防強化工事が完成する見込みとなっております。

また、今年度から支川善蔵川での河川整備の新規着手に加えまして、本県の政策提言より創設されました防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用いたしまして、樹木伐採や河道掘削に集中的に取り組んでいるところでございます。

重清委員

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策、3か年できれいになるのかという心配はあるのですが、できたら伸ばしていただきたいと要望しておきます。

私は、これまで河川の堆積土砂について繰り返し、除去をするべきと提案してまいりました。県においても堆積土砂の除去に向けた、砂利採取の用途規制緩和や官民協働による海部川モデルを構築するなどの取組が進められております。

ついては、海部川モデルの取組や、掘削に先立って伐採される木や竹の処分方法について、現在どのようにしているのかお伺いいたします。

赤堀河川整備課長

海部川モデルの取組状況、伐採した樹木、竹の処分方法についての御質問を頂きまし

た。

平成28年度から河川砂利を有効利用するため、民間活力を導入した海部川モデルを運用いたしまして、浸水被害の一因となります堆積土砂を計画的に撤去しております。

これまで約11万立方メートルの撤去を進めておりまして、今年度も約7万立方メートルの撤去を予定しているところでございます。

掘削に先立ち伐採する樹木につきましては、バイオマス燃料として有償で民間事業者に売却してございます。また、個人のまきストーブなどの資材として無償配布するなど、可能な限り有効活用等、コスト削減に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、竹につきましては、そのほとんどを処分しておりまして、コスト削減に向けた有効活用が課題と考えているところでございます。

重清委員

河川内の樹木の伐採、土砂の掘削を継続して進める上でも、口の悪い人は伐採した竹の処分に、お前ら何空気を運んでいるのかとよく言われる。遠い所まで運んでいるので何とかして利用できないか。コスト削減を考えて、地域で何とか回せるようなシステム、今、竹を粉にして畑とかでパウダーにという話がよく出てきているので、そういうことも考えてほしいと思いますが県の考えはどうでしょうか。

赤堀河川整備課長

竹の循環といいますか、利用できる仕組みを構築すべきといった御提案を頂きました。

竹のパウダーにつきましては、畑の土壌改良材、また養鶏場の敷材などに活用する事例が報告されているところでございます。

この度、伐採した竹を地元で還元させる仕組みを構築するといった提案は、コスト削減、また有効活用を図る観点から非常に有効であると考えているところでございます。

海部川におきましては、堆積除去を民間活力また地域還元により非常に効果を上げておりますので、この海部川モデルを活用して、竹のパウダー化による農業への利活用などにも取り組んでまいりたいと考えております。

今後も海部川モデルを進化させ、民間活力を取り入れながら、持続可能な河川の維持管理について検討してまいりたいと考えております。

重清委員

海部川の砂利、樹木、さらには竹を地域で循環することは、処分から有効利用へと一石二鳥、三鳥となる取組であると思っております。今後とも工夫を凝らし、流域住民が安全安心を実感できるよう、より一層の治水対策を進めていただけるように要望しておきますし、海部川モデルが県下全域に広まるように成功裏に収めていただきたいと思います。この件はこれで終わります。

昨日、香港季節定期便が就航したわけですが、これで2年連続ということで、香港で今、抗議活動が長期化する中、本当に就航するのか心配しておりました。予定通り昨日運航して一安心というところでございますが、昨日の初便の状況はどうだったのか、新聞にも載っておりましたが、県のほうから前年度との比較も含め、教えていただきたいと思います。

ます。

以西次世代交通課長

香港季節定期便の初便の状況について御質問を頂きました。

昨日、キャセイドラゴン航空による、2年連続となります季節定期便が香港から到着いたしました。

香港から徳島へのインバウンドにつきましても、162席中116席の利用がございまして、搭乗率は71.6パーセント、徳島から香港へのアウトバウンドにつきましても、162席中102席の利用がございまして、搭乗率は63パーセントとなっております。

昨年の季節定期便の初便と比べますと、インバウンドにつきましても、11席6.8ポイント、アウトバウンドにつきましても、49席32.2ポイントのそれぞれ減となったところがございます。特にアウトバウンドにつきましても、非常に厳しい状況でございます。

香港での6か月にわたります抗議活動の影響に伴いまして、我が国全体でも10月の日本人が香港へ行くアウトバウンドの実績は、対前年同月比になります。マイナスの44.2ポイントと大幅な落ち込みを見せておりまして、本県におきましても同様の傾向が見られたものと考えているところがございます。

重清委員

昨日、キャセイパシフィック航空の方と話す機会があったのですが、インバウンドも大事ですが、アウトバウンドが今、重要な役目を担っている。63パーセントと厳しい状況ですが、香港の旅行会社の人とも話したのですが、やはり土曜日、日曜日はまだデモをしている。しかしながら、その場所だけは危ない、それ以外は普通の状況になっているみたいで、マスコミに流されているのは危険な所、デモの所ばかりです。そこは考慮して、今これを通年化するためには、やはりこちらからも行かなければいけない状況で、これに対してどういう施策ができるのか。

それと、香港国際空港からハブ空港として世界へ飛んでいるのですよね。先日、値段を見たら香港だったら安くて往復で3万9,000円です。シンガポールでも5万4,000円で行って戻って来られる。パリやフランクフルトでも11万円や12万円で戻って来られる。本当に安い。これがなかったら成田国際空港や関西国際空港へ行って、時間も掛かるしお金も掛かる。ところが今、香港季節定期便を使ったらこんなに安く県民の方が海外に行けるのです。もっとPRして、県民の方に便利にいろいろな所を見てもらいたい。今、アジアに徳島ブランドのなると金時とか、いろいろな物を輸出しているのだから、やっぱり見てこなかったら。

今までのように、成田国際空港や関西国際空港からではなく、徳島から行ける、しかも、こんなに安い金額で行けると私は初めて知りました。

これは、絶対に活用して県民の方々に利用してほしい。他県は既にしている、徳島だけまだ遅れているという状況ですので、これはもっとPRしてほしい。3月までの季節定期便、これでまずは行ってほしい。こんな値段だったら行けるでしょう、向こうから行ったら40万円、50万円とか掛かる。それが10万円ぐらいで行って戻って来られる。

もう少しPRしてほしいと思いますので、是非ともお願いいたしますが、現時点の徳島

香港便の予約状況はどうなっているのかお伺いします。

以西次世代交通課長

予約状況についての御質問でございます。

まず、インバウンドにつきましては、10月に四国4県が連携し、香港で開催いたしました観光セミナー以降、徐々に申込みが増えてきていると伺っているところでございます。

一方、アウトバウンドにつきましても、先月末に県内の大型ショッピングセンターでのイベントにおきまして、直行便就航のPRを行いまして、旅行会社によります香港、それから香港から以遠へのツアー商品なども御紹介いただきながら、厳しいながらも巻き返しを図らせていただいているところでございます。

現時点での予約状況でございますが、日にちによって波がある状態でございますが、今後インバウンドでは香港国際空港に近いマカオでありますとか、香港から乗り継ぎでの利用が期待できます。東南アジア、こういった所においてプロモーションを行ったり、アウトバウンドにつきましては、やはり直行便就航についてより多くの県民の皆様にご存知の様に、県内タウン誌での広報、広告掲載、それから空港などのFacebookでの発信、こういったものを活用いたしまして、広報に努めてまいりたいと思っております。

既にやっつけているものになるのですが、旅行会社におきましてはツアー造成、これは香港だけではなく、香港以遠のツアーについても造成もしていただいているところですが、そういったところへの支援でございますとか、先ほどもお話しいただきましたが、香港で乗り継いでほかの国、それから地域に移動するということも非常に利便性が高くなりますので、こういった可能性についても積極的に提案をすることもやっていきたいと考えております。

インバウンド・アウトバウンド両面での切れ目のないPRを展開いたしまして、更に予約が増えますよう直行便の利用促進にしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

重清委員

今の状況だと、まだまだ頑張らないといけない、こんな状況だと思いますが、日本政府観光局香港事務所の薬丸所長に話を聞いたのですが、旅行が好きな香港人の中でも特に何度も日本に行くハードリピーターと呼ばれる方が訪れたい地域としては、北海道の次に多かったのが四国ですと言っておられました。

また、現地の高級スーパーでは、徳島ブランドの阿波尾鶏、ももいちごやなると金時、これらは徳島より高い値段で売られているのです。

台湾へ行った時もそうだったのですが、日本の製品は高いのです。高いので売れるのです。やはり販路はそこです。今、安い所へ持って行っても利益がないので無理ですが、香港や台湾とかはいいのです。ここへ日本のブランド品を持って行かなければ、もう日本の中で競争は無理でしょう。そのためには確実にこの香港便、今は2年続けて季節定期便でしょうが、これはもう本当に通年化しなかつたら。今の時期、12月から3月は、みんな忙しい日程の中で行くとなるとなかなかだが、もうちょっと行ける季節があるのにとということで、通年化をやっぱりしてほしい。そのためには今努力しなければいけないと思いま

す。

それともう一つ、日韓関係が悪化し、航空路線もフェリーも止まったりしてきているし、リスクはあると思います。それは、香港も一緒に、もう少ししたらどうなるか分からない面もありますが、そのためには、ほかの地域との路線をいろいろ考えていかななくてはいけないと思います。2日ほど徳島市内で泊まっていたのですが、朝から中国系、台湾かなという人が泊まっている。ヨーロッパ系の人も泊まっている。最近、外国人の方が来られているのが増えている。だから、いろいろな所とのルートも作っていかなければいけないと思いますが、香港をはじめ、こういった地域へのセールスをどのように展開しているのかお伺いいたします。

以西次世代交通課長

これまで、本県では国際チャーター便の就航実績があり、本県に宿泊し観光する方が多い国や地域をターゲットとして誘致を行っておりまして、5年連続本県での宿泊者数が、1位となっております香港を最重点地域といたしまして誘致を続けている中、ここ数年、宿泊者数が伸び、香港に次ぐ位置にございます台湾をはじめ、東アジアを重点地域として誘致に取り組んでいるところでございます。

路線誘致には、現時点で本県の宿泊者数などの実績が不可欠となりますので、当該地域からのインバウンドを増やすために観光部局をはじめ県内観光事業者などとも連携をいたしまして、香港や台湾をはじめ重点地域である東アジアを中心として、現地旅行会社へのセールスでございますとか、旅行博への出店、ファミツアーの実施など、積極的なプロモーションに取り組んでいるところでございます。

香港に関しましては、抗議活動の長期化によりまして、難しい状況が続いているものの、一部報道では、沈静化の兆しとの観測も出されたところでございます。厳しい時期におきましても、継続して取組を重ねることで、香港における徳島の印象がより強まるといったような見方もできますので、引き続きしっかりとプロモーションをやっていきたいと考えております。

また、複線化の観点からは、平成28年以降、宿泊者数の増加が見られます台湾につきまして、まずはチャーター便の誘致を目指し、観光部局をはじめ県内観光事業者とも連携し、エアポートセールスを継続してまいりたいと考えております。

重清委員

私も、アジアだったらまだ中国と香港と台湾の三つぐらいしか行ったことがない。

今、フィリピンやインドネシア、近くてベトナムとかあるのですが、そういう所はどういう状況で、市場はどうなっているか、どのような農業になっているか、いろいろ調べてきたいと思うが、特に香港便の通年化、これには全力で取り組んでいただきたいと思えます。そのために、徳島阿波おどり空港も改修したので。海外に行って分かったが、出国手続が、顔認証になっている。あれだったら早いし、徳島阿波おどり空港にしてもそのようにいろいろ考えないといけないと思います。

香港便の通年化はしっかりと頑張っていたきたいし、台湾のチャーター便、これも何とか頑張ってもらいたいと思います。ほかの国へもいろいろと研究して力を入れてやっていた

だきたいと思いますが、とにかく今、この二つ、特に香港便。時間があれば、私もまた行きたいのですが、今、香港の旅行会社や空港の人たちは客が来ないと苦しんでいます。だから来てほしいという声が、今一番の要望みたいなので、それに対して応えていくべきだと思います。この点はいろいろ頑張っていきませんか。とにかく通年化できるよう、全力で取り組んでいただけるよう要望して終わります。

吉田委員

今回の補正予算で、堤防の危険箇所、11河川の調査費用が出ていると思いますが、この11河川の河川名とスケジュール的なことをお聞かせください。

赤堀河川整備課長

今回の補正予算の堤防緊急点検の内容についての御質問でよろしいでしょうか。

（「はい」と言う者あり）

本県では、平成30年7月豪雨を踏まえた、例えば昨年度の9月補正によりまして、河道内の治水上、著しく支障がある樹木の伐採を進めているところでございます。

これに続く令和元年度当初予算でも、過去最大規模の県単独事業費の2次補正を計上いたしまして、河道掘削や樹木伐採など即効性の高い、流下能力の向上を図る対策を加速していたところでございます。また、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を積極的に活用して、流下能力の向上を図る集中的な河道掘削に取り組んでいるところでございます。

先般の台風第19号では、1都12県で大雨特別警報が発表されるなど、記録的な豪雨がございました。堤防決壊に至る最悪の事態が同時多発的に発生したということで、今回の台風により全国で被災を受けた中には、支川の合流部、狭さく部におきまして、長時間の洪水による堤防の浸透が進行した結果、決壊に至ってしまう事例が発生しておりまして、これらを教訓として、更なる対策が求められているといったことで、この支川合流部や狭さく部におきまして、土質解析を行う緊急点検を実施していきたいと考えているところでございます。

（「11河川の河川名を教えてください」と言う者あり）

11河川の河川名でございますが、洪水予報河川の勝浦川と水位周知河川の15河川のうち、堤防がない掘込河川となっている河川を除く11河川を対象としております。

宮川内谷川、園瀬川、鮎喰川、川田川、貞光川、桑野川、勝浦川、日和佐川、海部川、福井川、宍喰川といった河川でございます。

（「スケジュールは」と言う者あり）

スケジュールにつきましては、予算を認めていただいた成立後、直ちに調査に掛かりたいと考えているところでございます。

吉田委員

予算が決まってから取り掛かって、いつまでに終わるといえるのはあるのでしょうか。

それと、調査を受けてどう対応を展開されていくのかスケジュールも分かっていたらお願いします。

例えば、調査をして非常に危険な所が見つかった場合に、厳しいかもしれませんが、来年の出水期までに、間に合うのかどうか、調査の結果にもよるのですが心配をしているところです。質問の意図はそこです。

赤堀河川整備課長

まず、いつまでに終わるのかといったお話でございました。

今回の調査につきましては、堤防の地質調査といったこともあり、既存データの有無といった話もございますので、端的にいつまでにできるといったことは一概には申し上げられない状況でございます。

また、対応の展開でございますが、まず点検結果については、地元市町村をはじめ、県民の皆様に速やかにお示しする、また重要水防区域への反映も検討していきたいと考えてございます。

また、三つ目の非常に危険な箇所の対応といったことがございましたが、工事の話になるかと思いますが、まずは重要水防区域へ反映させるといったことで水防活動する上で特に注意する点といったことも踏まえて、地元にはお示ししていきたいと考えているところでございます。

吉田委員

調査結果を受けての工事となると、時間が掛かると思うのですが、結果を公表していただくことによって、ソフト対策等を充実させることができると思いますので、しっかりお願いしたいと思います。

続きまして、次世代地域公共交通ビジョン（案）が出ておりますので、これに関連する質問をさせていただきます。

人口も減少して高齢化するのに伴って、県民の皆様の交通の便、利便性が損なわれないように、いろいろビジョンを持って取り組んでおられると思いますが、関連してJRのトイレが廃止される所が県内で幾つかあると思います。それについて、何箇所のトイレが廃止されるのか分かりましたらお願いします。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

JRのトイレの閉鎖の状況について御質問を頂いております。

これにつきましては6月に新聞報道されておりました、本県では28か所の駅がトイレの廃止をするという方向で、今、計画があるとされているところでございます。

JRのトイレにつきましては、全体計画の中で、昨今、JRも非常に厳しい経営状況の中で、2017年に中期経営計画を策定しております、その頃、その計画の一環として駅の無人化が進む中、防犯面また管理面での課題があることから今後、縮小していく方向性が示されているところでございます。

そして、またJRの駅のトイレにつきましては二つのタイプがございます、一つは駅舎内にあるものでJR四国が管理する。また、駅舎外につきましては、駅前のにぎわいづくりの観点から公衆トイレ的な扱いとしまして、地元自治体がそれぞれ維持管理しているとお聞きしているところでございます。

吉田委員

実は、ちょうど昨日ですが、私の地元の阿波川島駅のトイレがそれに該当するというところで、住民の皆さんから少し質問があったので今日お聞きしました。

こちらの次世代地域公共交通ビジョンによりますと、拠点駅がありまして、次世代地域公共交通ビジョンの中の三つの柱の中に、利便性の向上、それと三つの視点の中に国・自治体・事業者間の連携強化というのがあります。例えば、地元のことで恐縮ですが、阿波川島駅であれば高校生がすごくたくさん利用するのです。この次世代地域公共交通ビジョンの観点から、県としてJRに今後何かやっていただけるのかどうかを少しお聞きしたいのです。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

次世代地域公共交通ビジョンの観点から、県としてどのように取り組んでいくのかという御質問でございます。

今回、次世代地域公共交通ビジョンにおきまして、拠点となる駅やバス停など、乗り継いでモーダルミックスを推進すること、また、交通結節点として、乗り継ぎしやすい環境を作っていくことを目指しているところでございます。

今後、地域の乗り継ぎ拠点である駅の環境整備に対しまして、国の支援制度を活用しながら、県が調整役となって取り組んでまいりたいと考えております。

吉田委員

直接の乗り物と乗り物の乗り継ぎ点ではないのですが、公共交通であり高校生がたくさん利用するというところで、県民の足を守る、利便性を守るという点からは是非考えていただきたいと思います。

山田委員

少しその関係で、まず北海道議会北海道地方路線問題調査特別委員会と意見交換会を行いました。県土整備委員は5人が出て、向こうから12人が来てくれ、JR北海道の状況も聞いたわけですが、その中でJR北海道では、1日に2,000人未満の路線の廃止などの動きが報告されました。

非常に深刻な動きですが、JR四国内で本県内の路線で1日2,000人未満の路線はどこかと、1日2,000人未満の路線を維持するための取組も当然必要になってくると思うのですが、それはどういう状況になっているのかを聞きます。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

徳島県内の平均通過人員の2,000人未満の路線区がどこかと、またそれに対しましての利便性向上策、利用促進策についての御質問を頂いております。

まず、徳島県内での平均通過人員が2,000人を切っている路線につきましては、牟岐線の一部区間が2,000人を切っているところでございます。具体的には、阿南駅から南という所でございます。

本県といたしましては、牟岐線の阿南駅以南の区間では、今回、特に春のダイヤ改正におきまして、特急を含む列車が減便されたことにより、利用者が減少したものと考えております。

また、本県ではこれまでも採算が悪いとされています牟岐線におきまして、JR四国初となるパターンダイヤの導入、また阿南駅以南における全国初となる高速バスとの乗り継ぎ連携を実現するなど、利用促進や利便性の向上に取り組んでいるところでございます。

またさらに、牟岐線の先にある阿佐東線におきましては、世界初となるDMVの本格営業運行を目指しておりまして、車両自体が観光資源となるDMVは将来的に牟岐線の利用促進につながるものと考えております。

今後ともJRやバス事業者、市町村と連携し公共交通の活性化や利便性の向上にしっかりと取り組んで利用者の増加につなげてまいりたいと考えております。

山田委員

今そういう状況で、これは是非ともそういう面で頑張ってもらわないといけないのですが、1日2,000人は上回っているが、それに近い路線は一体どこら辺が挙げられるのかが1点。

それと北海道議会北海道地方路線問題調査特別委員会との議論の中で、JR北海道、JR四国が非常に厳しい経営状況になっていることが報告されました。

当時、金利7.3パーセントで運用して約500億円の赤字補填^{てん}と言われておったのですが、現在それが半分という状況にJR北海道はなっているようです。そこで北海道議会の意見書にはJR上場4社による新たな基金の設置ということもうたわれています。JR四国も同じような状況です。JR四国のこの路線維持ということから見たら、この基金の増設等の動き、知事会も含めてどのようにJR四国の路線を維持されようとしているのかあわせてお伺いします。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

四国で2,000人ぐらいの路線について、本県におきましては、2019年上期のデータによりますと、鳴門線が2,179名で2,000人を上回っている状況でございます。あとは3,000人とか5,000人でございます。

あわせて、北海道の例にもありましたように、今、非常に鉄道の維持というのは厳しい状況でございます。四国においてもそれは同じような状況でございます。

日本国有鉄道が民営化されたときにJR北海道、JR四国には基金を積み立てて、それで穴埋めをしようというところで、経営安定化基金で路線の赤字を埋める制度が作られているところでございます。

その上で今後の四国の路線維持に向け、どのように取り組むのかとの御質問でございますが……。

岡委員長

小休します。（14時50分）

岡委員長

再開します。（14時52分）

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

基金に関しましての御質問でございますが、持続可能な地域交通ネットワークの構築に向けた緊急提言を四国知事会でしておりまして、その中でJRの安定的な経営に向け、国としてもしっかりと取り組んでいただくことを提言しているところでございます。

山田委員

是非とも路線維持について北海道とも連携しながら、基金の維持活用を図ってほしいと思います。

次に、先ほど吉田委員からも出ました、河川の問題についても聞きたいと思います。

まず徳島県内での国管理河川、県管理河川はそれぞれ幾らあって、重要水防区域はどれぐらいあって、堤防総延長の何パーセントを占めるのか。そして重要水防区域にはAとBがあると言われていますが、その状況についても教えていただけますか。

新瀨流域水管理課長

河川の重要水防区域の設定状況ということで御質問を頂いたと思います。

まず、直轄河川に関しまして御説明させていただきます。

吉野川でございますが、堤防整備総延長に対しまして66キロメートルが重要水防区域でございます。

今おっしゃったAというのが、いわゆる水防上の最も重要な区域でございますが、それにつきましては6キロメートル。あと残るBでございますが、残る水防で重要な区間ということで57キロメートルが吉野川において設定されている状況でございます。

赤堀河川整備課長

県管理河川についてお答えいたします。

県管理河川は、全管理河川494河川でございます。延長としまして約1,780キロメートルでございます。

そのうち重要水防区域は、水防上最も重要な区域Aということで82キロメートルございます。Bにつきましては110キロメートルございます。

山田委員

これを聞いた上でまた別の機会に質問をしたいと思うのですが、県がこの秋の政策提言で気候変動リスクを迎え撃つ緊急対策に必要な補正予算の確保と出されています。

令和元年台風第19号で明らかになった課題を踏まえて、早急に補正予算を編成して既存堤防のぜい弱性を評価した上で、緊急的な補強や監視カメラ増強による粘り強い構造うんぬんということで国に県が上げております。

そこで、監視カメラの状況、以前にも聞いたのですが国管理、市町村、そして県という形で御報告を頂けますか。

赤堀河川整備課長

監視カメラの整備状況についての御質問を頂きました。

現在、県内には画像が公開されているカメラということで国直轄で17か所、県が1か所、市町村設置が36か所、合計54か所が設置されております。

山田委員

この数字は果たしてそうですか。

吉野川だけで48か所、そして今年度、次年度にかけてあと14か所設置する。那賀川についても那賀川18か所、桑野川12か所。監視カメラを増強してくれと国に要請しているわけですから、その現状をしっかりと把握することが必要ではないか。これはどういうことが1点。

それと今言いましたように市町村36か所、県1か所なのです。恐らくトータルで他県よりもという議論になるとは思いますが、それにしても1か所というのは余りにも少ない。

国への要望との関係からいっても増強すべきだが、その点について県としてどう取り組むのかお伺いします。

新瀨流域水管理課長

直轄に関します監視カメラに関しまして、数字を頂いたと思います。

吉野川10か所、那賀川7か所ということで御答弁させていただいた次第ですが、その中で吉野川では48か所、那賀川につきましても30か所ということで数字を御提供いただいたと思いますが、それぞれの状況の中でカメラを河川管理上使わせていただいております、公開している数につきましては、やはり好ましくない箇所というのが実はございます。

例を挙げさせていただきますと、民家や人が集まる場所が非常に鮮明に映る場所につきましては、公開から外させていただいておりますので、公開しているカメラ数と設置している河川管理のカメラ数に若干の違いが出ている次第でございます。

山田委員

別にどこということを知っているわけではないです。

吉野川と那賀川の関係者に監視カメラは一体どれぐらいあるのかと聞いたら教えていただきました。国からもそういう話があってこの台数を聞きました。確かに、今言われたような状況があることは承知しております。きちんと把握した上で、増強を要請しているわけですから、現状を考えてしっかり対応してほしい、把握してほしいというのが1点。

それと、先ほど言った県が1か所、これはもう以前から言っていますが、どう考えても国へ要望を出しているのに、県は1か所というのは、市町村36か所ですから、この状況が変わらないということでは駄目だと思うのです。これは県議会からの要望として、一議員の要望として是非ともこれは動かしてほしい。

昔、岡本議員も勝浦川の問題で発言をしていました。当然これからの豪雨災害のソフト対策という面では、監視カメラが非常に重要になるということなので、この点についてはしっかり力を入れてほしい。

最後に、洪水ハザードマップの状況ですが、これは市町村事業だというのは知っています。しかし、1,000年に一度の現行基準と、数十年から100年に一度の基準で徳島市など、まだそういう状況があるということです。県が助言するということになるのですが、せっかく県が作ったものを全ての市町村に生かしてもらって、命を守る行動につなげていくということでは、ハザードマップは非常に重要になってくるので、その点についての現状と今後の取組についてお伺いをして質問を終わります。

赤堀河川整備課長

洪水ハザードマップの作成状況についての御質問を頂きました。

洪水ハザードマップは、国、県、河川管理者が策定いたしました洪水浸水想定区域図に基づきまして、避難場所や避難情報などを図面等に分かりやすく表示したもので、関係する市町村が作成するものでございます。

平成27年の水防法の改正に基づきまして、想定し得る最大規模の浸水想定区域の作成に着手いたしております。県では16河川について本年8月末までに作成を終えたところでございます。この想定し得る最大規模の浸水想定区域に対応するハザードマップと言いますのは作成済みの市町村、又は作成中の市町村が全部で12市町村あると把握しております。

（「監視カメラについては」と言う者あり）

監視カメラについての御質問でございます。

以前にも御質問を頂いたときにお答えさせていただいておりますが、今まで監視カメラにつきましては、住民に提供する情報として、情報の多重化といった観点から有効な情報提供の手段の一つということで認識いたしております。

現在、県で洪水を未然に防ぐあるいは軽減させる堤防整備といったハード整備をしてきております。また、住民避難に必要なハザードマップや監視カメラの設置といったソフト対策については市町が中心となって実施してきたところでございます。

そういった役割分担の下で、進めてきておりますので、今後も国や市町村との緊密な連携の下、こういった形での情報提供ができるかというあたりをしっかりと勉強していきたいと考えております。

高井委員

昨日の午後5時50分頃、高速道路で大きな死亡事故がございました。

ニュースで見た方もいると思いますが、ワゴン車がペしゃんこになった状態で、非常に怖い感じが映像をみただけでもしました。あの時間帯に車がもし多ければ、追突事故とかがあるおそれもあったので、巻き込まれ等がなかったことが幸いだったと思います。県土整備部に頑張ってもらって、徳島自動車道の55キロメートルでしたか、9月定例会の事前委員会で報告がありまして、国土交通省に提言いただいた結果、4車線化に向けた方向性で進めていただいております。

そういう中でのこの大きな事故でございますが、新山トンネルは4車線化の対象区間外なのか、入っているのか、その確認をまずさせてください。

小津高規格道路課長

徳島自動車道の4車線化の優先整備区間にトンネル区間が含まれているのかという御質問を頂いております。

本年9月、国が策定いたしました高速道路における安全・安心基本計画の中で、徳島自動車道の藍住インターチェンジ・川之江東ジャンクション間の約55キロメートルが優先的に4車線化する区間に選定されておるところでございます。それは新山トンネルの部分も含めて方針が示されておるところでございます。

高井委員

ほっとしました。トンネルは特に4車線化するには費用も手間も技術も非常に大変なのではないかと推測する中で、川之江東ジャンクションまで、正に事故があった区間まで全部含まれているということでありましたが、ペしゃんこになるぐらいの大事故になったのは、やはりトンネルの中だったというのが大きいのだと思います。

横に当たったような形跡もあったという報道の状況ですが、一般道の三頭トンネルでも昔、死亡事故がございました。トンネルの中というのは、危険性が高い上に事故が起こったら、追加で巻き込まれる事故も起きる可能性もあります。新山トンネルの中には中央分離帯もなかったということだったので、乗り出してきてペしゃんこになった原因の一つでもあるので、4車線化を目指していただくことは大事で、優先区間に入っているということで安心はいたしますが、目の前の対応として、やはり中央分離帯の対応も特にトンネルを中心をお願いしていく必要があるのではないかと思います。この点についても御意見があればお願いします。

小津高規格道路課長

今日、午前中ですが、西日本高速道路株式会社に今回の新山トンネルの事故について問合せをしておるところでございます。

今後の対応といたしましては、現在まだ事故原因が解明されていないということですので、こちらが明らかになってから安全対策を検討するという御回答を頂いております。

ただ、トンネル内の安全対策については、県としても注視しながら西日本高速道路株式会社と一緒に考えてまいりたいと考えてございます。

高井委員

よろしく申し上げます。

三好のほうは、落石等があった国道319号も今日の午後、片側が通れるようになったと御報告も頂きました。いろいろと対策に力を入れていただいていることに感謝をしたいと思います。

最後にもう1点だけ、先ほどあった香港季節定期便の件です。

私は、搭乗率を拝見してアウトバウンドはよく頑張られたと思います。本当にこの厳しい中で、ひょっとしたら50パーセントを割り込むのではないかと心配しておりましたが、幸い63パーセントということで、もちろん前回の順風満帆な状況とは違って、国際的な注目を集めている状況の中で、いろいろな形でよく尽力をされてここまでこぎ着けたと思

ますが、正にこれからだと思います。

是非、香港に行きませんか。私は1月にできたら行きたいと思って考えておるのですが。

（「お諮りはしません」と言う者あり）

諮らずに、個人で。重清委員のおっしゃるとおり、通年便につなげるためには率先して乗らないと。百聞は一見にしかずで、やはり徳島と香港の関係は非常に多いということですので、是非ここを我々も応援していきたいと思えますし、頑張ってください。

そういう中で、まだ分からないかも知れませんが、今お話があったように観光なり、ビジネスであったり、乗り継ぎであったり、そういう比率は分かるのでしょうか。ほとんどが観光なのか、ビジネスでどれくらい使っているのか。

なぜ、こういうことを聞くかと言うと、まだ3月まで期間があります。観光を中心にやっているのは、今もちろん言ったようなアピールで十分ですが、もし、ビジネスや乗り継ぎの便を考えるのであれば、企業でアジアにも輸出している関係を持っているとか、支社があるとか、そういうところを狙って企業等にもアピールをするのも一つの戦略としてあると思った次第なのです。

とても安いということですし、ビジネスだけでなく、ほかの用事とかで乗り継ぎもあれば、スポーツの関係団体等もアジアやヨーロッパへの出張もターゲットに入れられるのかなと思ったので、もし分かれば結構ですが教えていただきたいと思います。

以西次世代交通課長

ビジネス利用でありますとか、トランジットでの利用状況についての御質問を頂きました。

詳しいデータについては、持ち合わせておりません。

ビジネスでの利用につきましては、昨年も行っておるのですが、やはり県内企業の中でも東南アジアだけではなく、もう少し遠い所に拠点を持ったり、あと取引をされているという企業もいらっしゃいます。そういった企業に対しては、香港直行便、それから乗り継ぎでの利用について、個別に御訪問をして御説明もさせていただいたり、あと団体を通じて御案内させていただいている状況でございます。

乗り継ぎでもかなり安いという形に今回なりますので、その点はまだ十分、県民の皆様にも周知ができてないところがございますので、そういったメリットにつきましては、あらゆる機会を通じてお知らせをするような努力をしてまいりたいと考えております。

高井委員

よろしく申し上げます。

危険度レベル1の状態が続いておりますが、それが上がらないように期待しつつ、また引き続き、我々も頑張りたいと思えます。頑張ってくださいというようによろしくお願い申し上げます。

古川委員

まず、災害関連でございますが、今回台風第19号の被害、先ほど1都12県という数があ

りましたが、被害は14都県に及んでいると聞いております。また、災害救助法が適用になったのが394市町村、これは東日本大震災のときよりも多かったということでございます。

4年前、2015年9月に、関東・東北豪雨により鬼怒川の堤防が決壊したことがありました。1か所で発生しただけでも本当に大災害ということだったのですが、今回は140か所が同時多発的に破堤をしたということで、本当に危機的な状況と言いますか、大変重い状況だと思っております。

今回は、知事の所信表明の中では、長時間の洪水による浸透が原因で破堤したと言われておられて、鬼怒川の時は越水によって破堤したのではないかとと言われております。

今回の補正予算で、堤防機能の再評価、先ほど吉田委員の質問もあり、地質調査をしていくということですが、もう少し詳しく、どのような地質調査、どういう観点でしていくのかという部分と、こういう調査をして水防活動にも生かしていくという話もありました。この浸透による破堤、また越水による破堤をどうやって止めていこうとしているのか、この2点をまず教えてください。

赤堀河川整備課長

地質調査の具体的な観点といった御質問を頂きました。

まず、具体的な解析の考え方でございますが、今年の3月に水深や堤防の幅、堤防の土質条件、洪水の浸水時間といった浸透に係る堤防のせい弱性を評価する解析手法が示されております。

この解析に必要な調査といたしまして、築堤の構造、築堤の種別、堤内地盤高から見た堤防高、背後地の状況、また解析に必要な堤防の土質状況がございますので、そういった調査結果に基づいて解析していくといったことがございます。

2点目の解析結果による工法といったような御質問がございました。

解析の結果、どういった原因かが分かってくると思います。それに対する工法という形になると思いますので、例えば、表法の護岸や、できるだけ河川水を地下に浸透させない矢板による遮断工、高水敷を難透水性の材料で被覆するブランケット工法等、様々な工法がございますのでそれは解析によって選択していく形になるかと思っております。

古川委員

分かりにくいところもあったのですが、国の示されているデータがあるので、それに基づいて地質調査をしていくという答弁だったと思います。また、結果については矢板やブランケット工法があって、その調査に基づいてやっていくということだと思っております。

調査が終わって、先ほどの答弁では、水防活動等に生かして、なかなか工事はすぐできないみたいなニュアンスに受けたのですが、どういう形で対応を取っていけるのですか。

それと、越水に関しての対策というところは答弁がなかったのですが、そのあたりも含めて答弁をお願いします。

赤堀河川整備課長

解析結果に対する対策といったことでございます。

先ほど、吉田委員の御質問にもございました。十分な答弁でなかったところもございまして、まず解析結果については、先ほど申しましたように周辺にも知らせていくといった話と、必要な箇所については順次、対策を実施していくといった形で考えているところがございます。

それと越水の対策といたしまして、一番即効性の高いのは河道掘削、水位を下げるという形になりますので、現在そういった対応をしているところがございます。河道掘削、樹木伐採に取り組んでいく、また計画的に順次堤防を引いて河川改修を実施しているといったことがございます。

古川委員

なかなか箇所数も延長も大きく、すぐに全てを対応していくのは難しいと感じますが、国もこれから3か年だけでなく、これからどんどん対応していくと言っていますので、国とも連携しながら進めないといけないと思っています。

越水についても天端を舗装したり、法先を補強することで破堤を遅らせるような工法もあるということですが、そのようなことも既に考えられているとは思いますが、特に危険な箇所を早急に進めたいと思っています。

また、鬼怒川の後にも、2017年には九州北部で豪雨があつて、この時は流木が結構流れて、これがいろいろな被害を助長したこともありました。また昨年7月の西日本豪雨ではバックウォーター現象がすごく言われておりました。

こういう過去の現象に対応していかなければいけない。そのためには予算もしっかり確保しなければいけないのですが、これらのそれぞれの原因についての対応は徳島県では進んでいるのでしょうか。

赤堀河川整備課長

過去の他県での大きな浸水被害といったことに対する、徳島県の対応状況といった内容でよろしいでしょうか。

先ほども出てまいりましたが、平成27年9月関東・東北豪雨で鬼怒川の決壊がございました。この堤防決壊によりまして、市の面積のほとんどが長時間浸水するという大きな浸水被害が発生したところがございます。

平成27年9月の被害が発生しておりましたので、平成27年11月定例会におきまして補正予算を組みまして、流水阻害の要因や河道断面の把握を実施する緊急調査、また異常堆積土砂の撤去といった対応を実施しているところがございます。

また、平成28年8月に観測史上初めて東北地方に直接台風が上陸したといった経緯がございまして、岩手県管理河川の小本川でグループホームが浸水被害を受けて大きな被害が発生しております。

その時に高齢者のグループホームといったことで、要配慮者利用施設への避難確保計画の支援を行うといった取組も始めております。

平成29年7月の九州北部豪雨、この時の特徴というのが大量の土砂、流木が川を下って大きな被害が発生したということで、この時も県では異常に繁茂した流木の除去を重点的に実施したという対策を行っております。

平成30年7月豪雨，これはバックウォーター現象や避難のタイミングといったことが課題となっております。この時は，7月豪雨の後に3か年の重要インフラ対策ということで，防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策として予算を組み，国の予算を活用いたしまして，河道掘削や樹木伐採，また避難のタイミングが課題になりましたので，ファミリータイムライン，これは家族が取るべき防災行動を時系列に整理したものでございますが，ファミリータイムラインの作成支援ということに取り組んでおります。

古川委員

ハード対策は，これだけたくさんの河川，危険箇所が多いので，なかなか予算の関係もあり難しいところもあるかと思いますが，県としてもしっかりと被災地の情報も集めて緊急を要する所から対応していただきたいと思いますと思っております。

今回，河川の氾濫発生情報が出なかった場所もあったということでございます。

この河川の氾濫情報というのは，誰がどんな手順で情報を出すのかという点と，今回は情報が出なかったということでございますが，この対策はどうしていくのかという点について教えていただきたいと思います。

新瀨流域水管理課長

氾濫発生情報ということで，洪水時における河川の水位変化に合わせた情報のことについて御質問を頂いたと思えます。

その情報を出す手順でございますが，それはマニュアル化されております。

氾濫発生情報はこういったものか御説明をさせていただきますと，洪水が堤防を越えるいわゆる氾濫が発生するという情報でございます。

これは主に河川管理者から市町村へ発出する情報になります。今申し上げたとおり水位情報の一つでございますが，河川管理者はその旨を住民に周知する，そのために地元の市町村に情報を伝達させていただきまして，市町村はこれを基に住民の避難行動を促すものに使われる情報でございます。

情報が出なかったというお話を頂いたところでございますが，茨城県の直轄管理の那珂川で，今回氾濫発生情報がされなかったという事象が発生しております。

直轄管理で申し上げますと，那賀川，吉野川におきまして御答弁させていただきたいと思えますが，今申し上げたとおり，非常に水防上重要な情報となるわけでございますが，これを迅速かつ確実に伝えていけるよう，あらかじめの準備や事前の備えを整えさせていただいております。

例えば，今申し上げました堤防から水があふれることを前提にした，洪水時の防災行動計画，いわゆる洪水タイムラインと呼ばせていただいておりますが，これを事前に策定しまして，水位の情報に応じまして，いつ，誰が何をするのかというのを定めさせていただいております。

この中に，洪水が堤防を超えた場合に河川管理者が市町村へ情報を伝えることを位置付けさせていただいて，その発信に遅れを生じないような準備を整えさせていただいております。

また，情報を発信するのは河川管理者でございますが，これを受け取るのは地元の市町

村になりますので、緊密な両者の連携がやはり重要と考えておりました、相互の信頼関係がしっかりと構築できるように、管理者でありましたり、市町村また水防関係者などに参画いただいた大規模氾濫減災協議会を事前に設けております。これを通じまして日頃からの顔の見える関係づくりに取り組ませていただいているところでございます。

洪水が発生していない平時からこうした準備を整えておくことによりまして、迅速かつ確実な情報伝達に取り組んでいるところでございます。

古川委員

今回、茨城県的那珂川だけでなく、後から何箇所か情報が出てなかったという報道も出ていると思います。

河川管理者と市町村と連携を事前からとっているという話ですが、今までもずっと言われてきていることでやってきていることですよね。今までもそういうことをやってきた上で今回出なかったということなので、もう少しこのあたりの原因を把握して、更なる対策が要るのではないかなと思うので、そのあたりしっかりと取り組んでいただければと思います。

もう1点、先ほど山田委員からハザードマップの話も出ました。

令和2年度に向けた県土整備部の施策の基本方針の報告でもハード・ソフトを総動員した水害・土砂災害対策、この中でもハザードマップということも触れておられましたが、この洪水ハザードマップにつきましては、有効に活用していくことが大変重要なことだと私も感じております。

今回も東日本を中心に100名以上の方が犠牲になられております。その前年には250名を超える方が犠牲になられております。徳島県は死者ゼロを目指しておりますが、今回台風第19号では、気象庁や地元自治体から避難情報がかなり手厚く出たと思うのです。住民の方も情報はかなりの人が受け取っていたと思うのですが、なかなか命を守る行動につながっていないのが現状と感じております。

まず、洪水ハザードマップなのですが、先ほどの答弁の中で浸水想定区域図は河川管理者が作って、それを市町村が避難情報などを載せて公表するというところでございました。

今、作成対象市町村というのがあるのですか。対象市町村が12市町ということでよろしいのですか。

赤堀河川整備課長

対象市町村は、20市町でございます。

古川委員

では、まだハザードマップ作成に取り掛かれていない所もあるということですが、それは何か原因があるのですか。洪水浸水想定区域図がまだできていないとかそういうことですか。

赤堀河川整備課長

洪水浸水想定区域図は、策定予定の16河川全てでできております。できていない市町村

の原因といったものまでは、今手元に情報は持っておりませんが、できるだけ早く促していきたいと考えております。

古川委員

そういう答弁を聞いておりますとハザードマップの重要性がどうなのかなと感じるところですが、そういう情報がないと自分の所が逃げないといけないのかどうか判断しづらいところがあると思いますので、ハザードマップが公表できていないことは大きな問題と感じます。

この現状のハザードマップにつきましても、自治体が公表することによって自分が住んでいる所がどんな洪水リスクがあるのかをまず知らせて、どういう避難行動をしたらよいのかを住民の方に分かってもらうというために出していると思うのです。このあたりの住民の読み取りが、なかなか情報理解能力、最近リテラシーという言葉もありますが、読み取る能力をどうやって高めていくかということも大きな問題だと思いますし、ハザードマップ自体の表現力の限界もあるかと思います。

このハザードマップによって、行動に移していける情報提供をしていかなければいけないと思うのですが、そのあたりの問題認識というのはございますか。

赤堀河川整備課長

先ほどのハザードマップの20市町のうち12市町で作成中、若しくは作成といったことをお答えさせていただきました。

平成27年7月に改正された水防法に基づいて、対象降雨を想定最大規模に引き上げた浸水想定区域図を本年8月までに公表しているのですが、それ以前にも計画規模による浸水想定区域図を作っておりまして、それに対する洪水ハザードマップが20市町村全部でできており、公表されておりますので申し上げます。

（「今、聞いたことを言うて」と言う者あり）

岡委員長

休憩します。（15時31分）

岡委員長

再開します。（15時31分）

赤堀河川整備課長

避難行動を促すための施策、支援といった話でございます。

今回の議会においても補正予算案として提案させていただいておりますファミリータイムライン作成支援といったものがございます。

ファミリータイムラインといいますのは、個々の家庭の事情によりますが、それぞれの住居等によりまして、当然いろいろな避難リスクや、家族の状況等により避難するタイミングといったようなことが異なりますので、そういったものを家族単位又は隣近所といった形で認識していただいて、避難に生かしていただくといったものでございます。

そういったファミリータイムラインの支援も、今議会に補正予算として計上させていただいて、できるだけ県下に広まっていくように対応していきたいと考えているところでございます。

古川委員

ハザードマップをしっかりと住民の方に読み取ってもらって行動に移してもらう方法として、直接皆に訴えていってファミリータイムラインを作ってもらい、こういうリスクがあると直接的にコミュニケーションを取っていけば一番いいですが、特に都市部、住宅密集地とかになると、なかなか来てくれと言っても参加してくれる人数も限られていますし、転出転入等もあってなかなか定着もしていかないという中で、どうやってそういうところをカバーしていくのかを真剣に考えていかなければいけないと思うのです。

ハザードマップに何でもかんでも情報を詰め込んだら、分かりにくいハザードマップになってきますし、本当に住民が分かりやすい、行動に移しやすいということを工夫をしたようなものを市町村にも促していくように研究をしていっていただきたいと思います。

ある自治体ではいろいろな要因、今のハザードマップは浸水深しか表されていないと思いますが、水没する所は当然避難してもらわなければいけないし、また水没しなくても流されるような所の住宅については避難していただかないといけないので、そういう部分は家の形式によっても変わってくると思います。自分の所が木造なのか、鉄筋コンクリート作りなのか、平屋建てなのか、2階以上の建物に住んでいるのかでも変わってくると思うので、そういったことを自分でチャート式と言うのですか、入れていったら自分の行動はこうなんだみたいな、そういう行動を促すようなハザードマップを工夫して出している自治体もございますので、是非そういうものを研究していただいて、市町村も一緒に研究をしていただきたいと思います。

それによってハザードマップの必要性も見えてくる部分がありますし、また住民に知らせていけるといふ部分もあると思いますので、いろいろな工夫をしながら死者ゼロを目指すことをもう一回、どうやったらやっていけるのかということをしつかりと考えていろいろな情報も集めてやっていっていただきたいとお願ひしたいと思います。

あと、話は変わりますが、先ほど令和2年度に向けた県土整備部の施策の基本方針の中で、DMVの導入促進について、来年度ということでは話がありましたが、来年の運行はいつぐらいになる予定ですか。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

DMVの運行時期についての御質問を頂いたところでございます。

詳細な運行時期につきましては、まだ正確に決まっているところではございません。また時期が来ましたら公表してまいりたいと考えております。

古川委員

世界初のDMVなので、来年オリンピック・パラリンピックもありますが、できたらその前に運行できて海外から来てくれている方にも見てもらえたらと思いますが、そのあたりはどうですか。

杉友次世代交通課新技術鉄道担当室長

そういうことも含めまして、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

古川委員

今の時点ではっきり言えないということはなかなか難しいという印象も受けたのですが、できるだけ早くいろいろな手段を使って、運行ができるようにやっていただきたいと思います。

もう1点、地域を支える建設産業の健全な発展も令和2年度に向けた県土整備部の施策の基本方針の中に書かれていまして、生産性向上や働き方改革が書かれております。

業界の負担もいろいろ法律も変わって大きくなっているのではないかなと思いますが、業界への配慮という部分はどうのように考えているかをお聞かせいただきたいと思います。

喜羽建設管理課振興指導担当室長

建設業の配慮ということですが、今回基本方針に挙げさせていただいております内容でございますが、建設産業の魅力発信、i-Construction、それと働き方改革という3点を挙げさせていただいております。

建設産業は、社会資本の整備や適切な維持管理に重要な役割を果たしていることに加え、地域の経済や雇用を支えている本県の基幹産業でありまして、災害時に応急復旧活動を担い、地域の住民生命財産を守る、なくてはならない産業と認識しております。

一方で、建設産業の人手不足が非常に深刻な状況でございますが、徳島労働局発表の10月の求人状況では、産業全体の有効求人倍率は1.44倍ではございますが、建設・採掘の分野では4.4倍と産業全体の平均を非常に大きく上回っている状況でございます。

そんな中、地域を守る建設産業が将来にわたってその役割を果たしていくためにi-Constructionの推進、働き方改革の推進によりまして、生産性の向上や労働環境の改善をやっていくことに加えまして、建設産業の魅力ややりがいを若い世代に発信することを考えているところでございます。

古川委員

分かりました。今言われたように人手不足とか、仕事も災害も増えて多くなってきていると思いますので、生産性の向上、働き方改革ということでいろいろ現場でやってもらって、逆に仕事がしにくくなるみたいな形にならないように配慮してやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

岡委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

県土整備部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号，議案第6号，議案第7号，議案第8号，議案第9号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案はいかがいたしましょうか。

（「正副委員長一任」と言う者あり）

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配付の議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。（15時41分）